

準天頂衛星システムの運用等事業 企画競争説明書に関する質問に対する回答

平成24年12月27日

内閣府

本書は、平成24年12月3日(月)から12月10日(月)までの間に受け付けた準天頂衛星システムの運用等事業の企画競争説明書に関する質問に対する回答を公表するものであり、応募者に交付した企画競争説明書と一体のものです。

質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、質問の順序は項目順に整理するとともに、質問者が特定できる記載については削除しています。

また、受け付けた質問の内容等を踏まえ、企画競争説明書について修正を行い、その新旧対照表を内閣府ホームページにて公表しています。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
1	企画競争説明書	2	3	3. (3)	「準天頂衛星システム開発調整会議」において提起されるニーズを必要に応じ、考慮することとありますが、本会議はこの先いつ頃まで実施される想定でしょうか？ ニーズ取り込みをどの時点まで考慮するかについて、調整会議の方で地上システム開発工程に合わせた配慮がされるのでしょうか？	「準天頂衛星システム開発調整会議」の具体的な開催スケジュールについては未定です。準天頂衛星システムの開発・整備スケジュールに合わせて開催予定です。 なお、「準天頂衛星システム開発調整会議」において提起されるニーズについては、事業者決定後に示します。新たに提起されるニーズへの対応が要求水準の大幅な変更に該当しうる場合は、対応の要否や費用負担を含めて国とSPCで協議するものとします。
2	企画競争説明書	2	10	3. (4)	SBASにも対応するサービスについては、本事業のその他の部分とリスクが異なるため、これに対応する事業契約全般の変更が必要となりますが、落札したこと又は事業契約を締結したことをもって、SBAS関連サービスについても事業契約の規定が当然に適用されるとの主張はされず、契約の変更等について誠実にご協議をいただけるという理解でよろしいでしょうか。この変更作業が事業契約締結までに間に合わない場合には、別途覚書や別契約を締結する等により対応するという理解でよろしいでしょうか。	提案内容に対する変更については、当然のことながら、協議に基づく双方の合意によって定まります。契約については、可能な限り平成25年3月末締結に向けて協議を行うものとします。
3	企画競争説明書	2	22	3. (4)	SBASにも対応する可能性について、事業契約の締結までに検討を行うとありますが、検討が長引いた場合、事業契約締結は年度をまたぐ（平成25年4月以降）ことになるのでしょうか。	平成25年3月末までの締結が前提と考えます。
4	企画競争説明書	3	13	3. (6)	公告から企画提案書の提案期限までが短期間であり、提案段階においては、事業期間に渡る事業場所の使用権原を確保できていないことが考えられます。応募グループが契約後も継続して事業場所の使用権原確保のために調整を継続する場合には、提案として認めていただけるでしょうか。	内容によりますので、競争的対話において具体的に質問してください。
5	企画競争説明書	3	13	3. (6)	提案において公有地または国有地を指定する場合、提案段階で事業期間に渡る使用権原を確保することは不可能になります。公有地または国有地を指定する場合、使用権原の確保は要求水準の未達には該当しないという理解でよろしいでしょうか。	内容によりますので、競争的対話において具体的に質問してください。
6	企画競争説明書	3	13	3. (6)	公有地及び国有地の貸付は、無償で行っていただけるという理解でよいでしょうか。仮に有償の場合には、提案時にいかに公有地及び国有地の賃料を積算すればよいかも併せてご教示下さい。	当該国有地又は公有地の管理者との調整になります。提案時に具体的な条件設定が困難な場合は、周辺相場や過去の事例等を勘案して想定してください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
7	企画競争説明書	3	16	3. (6)	国有地の定義と、公有地の定義をお願いします。	国有地とは、政府が所有する土地であり、公有地とは、地方公共団体が所有する土地であると認識しています。
8	企画競争説明書	3	16	3. (6)	JAXA殿の沖縄宇宙通信所や、増田宇宙通信所の用地は公有地に該当するという理解で正しいでしょうか。	独立行政法人が所有する土地については、民有地に該当するものと考えます。
9	企画競争説明書	3	21	3. (7)	総事業費低減の観点、将来の7機体制への拡張を考慮した場合、施設・設備を国資産としていく方が、事業検討に自由度を持たせる観点から、国所有とするBTO方式が有効と考えます。企画提案書においてBTO方式のメリットを訴求することで、BTO方式を提案することも可能でしょうか。	ご提案いただいても採用できません。平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No. 16をご参照ください。
10	企画競争説明書	4	1	3. (8). ②	競争参加資格確認資料（様式7～11）及び企画提案書の提出日につきましては、両方とも平成25年1月21日との理解で宜しいでしょうか。	競争参加資格確認資料及び企画提案書について、平成25年1月21日までに提出してください。
11	企画競争説明書	8	33	9. (3)	今回の企画競争のプロセスは、スケジュール上、非常に厳しい時間制限の中進めることとなりますので、競争的対話の申込時に提出する申込企業一覧の中から代表企業は未定の状態で申請してもよろしいでしょうか？ なお、企画提案書等の提出の際には、申込企業一覧の構成員の中から代表企業を決定し、ご提案する前提です。	申込の窓口として代表企業を予定する者を定めてください。ただし、企画提案書等の提出までの間に変更することは可能です。
12	企画競争説明書	9	20	10. (5)	公共専用配信サービスの提案については、企画提案書等の提出の際に様式に従って技術的内容の提案を行うと共に、その前提での見積り費用を上限価格の範囲内でご提示するとの理解でよろしいでしょうか。	公共専用信号配信サービスについては、国が仕様を定めます。
13	企画競争説明書	9	21	10. (5). ①	サービス対価の算定及び支払方法 § 7 に“「要求水準」の変更その他により必要に応じて…「サービス対価」の改定を行うことができるものとする”とあるが、サービス対価の算定及び支払方法 § 7 に基づき増額した場合は本項で定められる上限額を超過してもよいのでしょうか。	契約金額の上限は117,286,051千円です。事業期間中に、要求水準の変更その他の理由によりサービス対価の改定を行う場合については、サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）に定めるとおりです。
14	企画競争説明書	9	22	10. (5). ①	提案価格の上限金額は税込表示となっておりますが、これは現行税率である5%にて計算されたものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	企画競争説明書	11	9	13. ③	保証金額又は保険金額は、施設・設備整備費（割賦手数料を除く。）の10分の1以上に相当する額とする、とありますが、「施設・設備整備費（割賦手数料を除く。）」には、消費税等も含まれますでしょうか。	施設・設備費、その他費用及び消費税等の合計に対して10分の1以上としてください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
16	企画競争説明書	11	35	14. (2). ②	技術審査委員会についてはいつ公表されますでしょうか？参加資格に関わるため、早期の公表をお願いします。	平成24年12月13日付けで公開しました。
17	企画競争説明書	12	21	14. (3). ②. (7). (C)	「ただし、企画提案書に国が提案を求める範囲外の事業提案が記載されていた場合、その部分は採点の対象としない。」とありますが、国が提案を求める範囲の事業は、「業務要求水準書に記載の内容」との理解でよろしいでしょうか。	業務要求水準書（資料-2）に記載の内容のほか、様式集及び記載要領（資料-3）等で提案を求めている事項も含まれます。
18	企画競争説明書	13	11	17. (2)	基本協定の締結は、国の書面による承諾を得て、締結期間を延長することが可能とありますが、事業契約の締結については平成25年3月末までに締結とされています。本事業においては、協議事項も多く、締結までに時間を要することも考えられるため、事業契約締結においても、期間延長の表記をいれていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
19	企画競争説明書	13	13	17. (3)	提案価格について、選定事業候補者決定後に、内訳の精査を踏まえて、選定事業候補者との協議において修正を求めることができるとされていますが、提案価格で落札している以上、修正が認められるのは、内訳の金額に応じた微調整に限られ、発注者が本項に基づいて提案金額のディスカウントを求めることはできないことをご確認いただけますでしょうか。	本事業の事業者選定は一般競争入札ではないため、落札という行為は存在しません。提案価格については、協議において、国が修正を求めることがあります。
20	企画競争説明書	13	13	17. (3)	公共専用番号配信サービスに係る要求水準、秘密保全措置は国が定めることとされており、「価格その他の契約条件」のみが選定事業者との協議の対象となります。要求水準や秘密保全措置も協議対象とするよう、「価格、要求水準、秘密保全措置その他の契約条件」と明記いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
21	企画競争説明書	13	16	17. (3)	提案価格をもとに内容を精査し、修正するとありますが、提案価格は減額も増額もあり得るという理解でよろしいでしょうか。	上限価格を超えて増額することはありません。
22	(資料-1) 事業契約書(案)	2	31	第4条第3項	「事業計画書」に含まれる書類間で疑義が生じた場合には、事業者の定める優先順位に従って適用されるという理解でよろしいでしょうか。	書類間に疑義の生じないように作成してください。
23	(資料-1) 事業契約書(案)	3	2	第5条第1項	出資者を開示先に含めていただいた上で、選定企業、出資者や事業者に融資を行う金融機関等が本事業に関連して業務を委任したアドバイザー（弁護士等の専門家を含む。）に対する開示も必要な範囲で認めていただけますでしょうか。	ご質問のような相手先に対しては、すべて本契約と同等の秘密保持義務を課すとともに、発注者の事前の同意を得てください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
24	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	6	第5条第1項	法令上の守秘義務を負っている者に対して開示する場合には本契約と同様の秘密保持義務を課して必要な範囲で開示する場合にあたりと理解してよろしいでしょうか。	本契約と同等の秘密保持義務を課すとともに、発注者の事前の同意を得てください。
25	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	8	第5条	アドバイザーの定義を提示下さい。	本条第1項に規定したとおりです。
26	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	18	第5条第3項	本項にいう秘密保全措置としては具体的にどのようなものをお考えでしょうか。いくつか具体例をご教示いただければ幸いです。	企画競争説明書7. に規定する守秘義務対象資料をご参照ください。
27	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	23	第5条第4項	違約金の支払い条件が「事業者」から「発注者」への支払いのみになっておりますが、秘密の保持義務が、双方に課せられている点を鑑みますと、「発注者」が保全すべき情報が漏洩した場合には、「発注者」から「事業者」への違約金も発生すると考えますが、いかがでしょうか。	発注者から事業者への違約金の支払は規定していません。
28	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	25	第5条第4項	秘密漏洩の規模や重大性に関らず契約代金額5%に相当する額を違約金とするのは過大なリスクとなります。「契約金額の5%を上限として、漏洩の重大性を鑑みて国と事業者にて違約金を協議する」と変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
29	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	31	第5条第5項	秘密の保持義務が、双方に課せられている点を鑑みますと、「発注者」が保全すべき情報が漏洩して、「事業者」が損害を被った場合も、同様に損害の超過額を「発注者」に請求することができると理解してよろしいでしょうか。	事業者から発注者への損害賠償請求は可能です。
30	(資料-1) 事業契約書 (案)	3	31	第5条第5項	違約金は損害賠償額の予定とし、実損害との差額についてご請求はご容赦いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
31	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	12	第6条第8項	当該改正された法令等に定める経過措置により改正前の法令等が適用されるものと定められる場合には、本規定にかかわらず改正前の法令等が適用されるという理解でよろしいでしょうか。	経過措置も含めた改正内容が適用されるものと理解しています。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
32	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	14	第6条第9項	本契約において増加費用という場合には、事業者が締結した契約に基づいて生じる金融費用も含まれることをご確認ください。また、発注者が本衛星製造業者や本衛星打上業者に対して支払義務を負担する費用及び損害が増加費用に含まれるとの規定と、別紙8第2項(4)との関係についてご教示いただけますでしょうか。	前段については、発注者が合理的と認める金融費用は増加費用に含まれます。 後段については、本契約に起因して本衛星製造業者や本衛星打上業者に生じた費用及び損害は、まずは発注者が支払い義務を負担し、その後帰責事由に応じて、発注者及び事業者で費用を負担することが原則となります。一方で、別紙8第2項(4)においては、可能な限り、これらの費用負担を、事業者と本衛星製造業者で、発注者を介さずに支払うことを想定したものです。
33	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	14	第6条第9項	本項に明記されていませんが、事業者に生ずる損害は「増加費用」に当然含まれることをご確認ください。	その損害額が合理的であると発注者が認める範囲において、増加費用に含まれます。
34	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	19	第7条第1項	「発注者」の事前通知により本契約の終了日を延長することができると思いますが、「発注者」と「事業者」の協議により延長することができる、と変更できないでしょうか。	原案のとおりとします。
35	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	19	第7条	契約期間の延長については、第1項に基づく通知に際して、延長の理由を明示していただいたうえで、当該理由との関係で合理的に必要な期間に限って延長されることを明示いただけるか、延長期間については発注者が一方的に定めるのではなく、第2項の協議の対象になり、事業者の意見を及ぼす機会が与えられる等、明確化いただけませんか。	原案のとおりとします。
36	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	25	第7条第2項	契約終了日の延長について、「延長期間に係る契約条件等について協議により定めるものとする。」とありますが、契約条件の協議には、追加費用の協議も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	費用負担も契約条件の一部と考えます。
37	(資料-1) 事業契約書 (案)	4	25	第7条第2項	本項の協議がまとまらない場合、平成45年3月31日以降事業者は本契約上の義務を負担しないという理解でよろしいでしょうか。	基本的には、第7条第1項に規定したとおり、発注者が必要と認める場合には、契約を延長できるものとします。ただし、契約条件等については、平成44年9月30日以前も含めて、前広に協議を行うものとします。
38	(資料-1) 事業契約書 (案)	4		第8条第1項	SPC設立後に協議の結果SBASにも対応するサービスを行うとなった場合には、SPCの定款変更をする必要があるという理解でよろしいでしょうか。	事業者で判断すべき事項と考えます。
39	(資料-1) 事業契約書 (案)	5	9	第9条第1項第四号	本号に記載される履行保証保険契約については、事業者のみならず、本事業における「開発・整備業務」を担当する構成員による契約についてもお認め頂けないでしょうか。	事業者が保険金の受取人となっており、かつ、保険証券等を国に差し入れることができれば、構成員が保険契約者となることは可能と考えます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
40	(資料-1) 事業契約書 (案)	5	22	第10条第1項	本事業に関して融資を行う金融機関から、事業契約書等の事業者の契約上の地位及び権利若しくは義務その他の資産を担保に供することが求められると考えられますが、かかる担保設定及び担保権行使に基づく権利移転については「発注者」において承諾を行っていただけの理解でよいのでしょうか。	担保権の設定及び行使の内容に応じて、個別に判断します。
41	(資料-1) 事業契約書 (案)	5	29	第10条第4項	「選定事業者」、「再受任者」、「下請負人」が本事業に関与することが適切でない者となった場合等において、「発注者」は、事業者に必要な措置をとるよう請求することができるということですが、具体的には、どんな場合を想定されていますでしょうか。	選定企業の経営破たん、著しい法令違反等を想定しています。
42	(資料-1) 事業契約書 (案)	5	29	第10条第4項	発注者が本条に基づく措置を請求できるのは、別紙6の改善勧告等の一環として構成員や協力会社等の変更を求めることができる場合に限定されるという理解でよろしいのでしょうか。また、事前の事業者との協議を必須としていただけないのでしょうか。	前段は、別紙6の改善勧告を含みますが、それに限定されません。 後段は、原案のとおりとします。
43	(資料-1) 事業契約書 (案)	5	37	第11条第1項	本事業を履行するために必要な一切な手段とありますが、本事業を「要求水準書に従って」履行するために必要な一切の手段に限られ、本項によって要求水準書記載のものよりも高度な業務要求水準が定められるものではないことをご確認いただけますでしょうか。	別紙3における「事業契約書等」の定義をご確認ください。業務要求水準書(資料-2)に記載がなくとも、事業計画書において提案されている内容は、履行していただくこととなります。
44	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	3	第11条第2項	「発注者」および「事業者」のいずれにもその責を帰すことが出来ない事由は「不可抗力」となり、「事業者」は責任を負う必要がないとの理解でよろしいのでしょうか。	ご指摘の事由がすべて不可抗力になるわけではありません。不可抗力については、別紙9の定義をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
45	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	3	第11条第2項	本項において、発注者帰責、法令等の変更、不可抗力に該当するもの以外は（事業者に帰責事由があるか否かにかかわらず）すべて事業者帰責であるとみなされることとなっています。しかしながら、発注者帰責、法令等の変更、不可抗力、事業者帰責のいずれにも該当しない（いずれかに該当すると立証できない）ものについては、本契約に定めのない事項として第112条に基づき当事者の協議事項となるべきものと思料します。とりわけ、本事業には、現在広く提供されているサービスではないものも含まれ、また、宇宙空間における事象などは現時点においては未知の部分が多いなかで、本来は例えば不可抗力に準じて扱われるべきものが、本項により事業者帰責と整理されてしまうことになり、事業者としては多大なコンティンジェンシーリスクを負うこととなります。本項については削除をいただき、発注者帰責、法令等の変更、不可抗力、事業者帰責のいずれにも該当しない事項については第112条の協議事項となるようご対応いただけますでしょうか。	第35条第2項に規定したとおり、本事業衛星の損傷等の場合、原因不明であることが、発注者及び事業者の双方と利害関係を有しない者であって発注者が認める第三者によって証明されれば、不可抗力とみなされます。よって、必ずしもすべての場合において事業者帰責であるとみなされることはないと考えます。その他の事象については、本項に規定するのとおりとしますが、解釈につき第112条に基づき協議することは可能と考えます。
46	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	7	第11条第2項	「事業者」はいかなる本契約上における「事業者」の責任をも免れず、「発注者」は何ら責任を負担しない旨、また、「確認」、「立会」、「報告」、「通知」、「説明」を理由として「発注者」は何ら責任を負担しない旨、規定されております。ここで、「承認」について、「発注者」が実施した場合には、その後の試験、検証過程で設計による不具合が発生した場合の責任を国が負担するとの認識でよろしいでしょうか。「承認」実施時の責任分担に関する協議プロセス規定等が御座いましたら、併せて、御提示下さい。	「承認」についても、基本的には、「確認」等と同様に、それによって事業者の責任が免責されるものではありません。なお、発注者の承認を受けた後に成果物の変更や不具合等が生じた場合は、本契約の定めるところにより、帰責事由に応じて発注者と事業者が責任を分担します。
47	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	7	第11条第3項	本契約に別途規定されている場合を除き「事業者」から「発注者」に対する報告、通知、説明などを理由として「事業者」は本契約上のいかなる責任も免れず、「発注者」は何ら責任を負担しないとありますが、報告、通知、説明などがあつた場合は「発注者」も責任を負うべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
48	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	7	第11条第3項	本項の規定は、発注者の確認や立会いにおいてなされた行為や指示が不適切であることにより生じた損害や増加費用についても発注者が負担しないことを定めるものではないことをご確認いただけますでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由に該当する場合は、発注者が負担します。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
49	(資料-1) 事業契約書 (案)	5	37	第12条第1項	後段に関して、事業期間の延長については事業者と発注者の協議により契約条件（及び期間）が定められますので、かかる協議が調った後、合理的な期間経過後に事業工程書を提出すればよいことをご確認いただけますでしょうか。	第7条第2項に定める協議が調った後速やかに、事業工程書を提出するものとします。
50	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	25	第12条第4項	本項において「承認」の規定が出て参りますが、既出の「確認」との定義内容、官民責任の差異が不明瞭と思われます。同様に既出の「立会」、「報告」、「通知」、「説明」の各用語定義と併せ、定義内容、官民責任分担の差異を御提示下さい。	「承認」は、発注者が本事業における重要な成果物やマイルストーンについて、総合的に判断したうえで、事業者に対して内容を了解又は次工程への移行を許可する行為、「確認」は、発注者が一定の基準に基づき事業者の業務に問題がないかを判断する行為と考えます。責任分担については、No. 46をご参照ください。
51	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	34	第13条第2項	著作権は創作した者に発生し、また注作品とは別の財産ですので、「発注者」が著作権の移転を「事業者」に求め、それに「事業者」が応じる場合であっても、「発注者」が無償で移転を求めるようなことは法律上も問題があると存じますので、そのようなご要求はされないと理解して宜しいでしょうか。	成果物の著作権の移転に要する費用は、あらかじめサービス対価に含まれるものと考えます。 なお、法律上移転できないものについては、No. 52をご参照ください。
52	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	34	第13条第2項	成果物の中には、第三者が著作権を有し許諾を得て利用しているもの（市販ソフト等）があったり、「事業者」に著作権が留保されないと事業継続に支障を来たすものもあり得ますので、すべての著作権の移転をご要求されているわけではなく、一般の商慣習等を考慮し合理的な範囲に限られると理解して宜しいでしょうか。	法律上移転できない場合、その他発注者がやむを得ないと認める場合には、移転する必要はありません。ただし、著作権の移転が不可能な場合でも、発注者が事業を引き継ぐ場合に支障がないよう、実施権の設定など必要な措置をとるものとします。
53	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	34	第13条第2項	「事業者」が「発注者」に開示する情報には、「事業者」の営業秘密や「事業者」が許諾を獲て第三者から受け取った営業秘密も含まれ得ますので、「発注者」に著作権を移転した著作物があつたとしてもそこにそうした秘密の情報が含まれている場合は、著作物の利用と秘密の保持は別次元のことであるため、「発注者」は「事業者」の承諾なく第三者へ開示するようなことはないかと理解して宜しいでしょうか。	秘密の保持については第5条に従います。
54	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	34	第13条第2項	「事業者」が「事業期間」の終了または本契約解除による終了により「地上システム」の全部または一部を譲渡する場合、「地上システム」およびこれに関連する「成果物」の著作権が「発注者」に移転するとありますが、移転する対象から「事業者」が従前から保有しているソフトウェア等については除外し、新たに作成したもののみを対象とすべきではないでしょうか。	No. 52をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
55	(資料-1) 事業契約書 (案)	6	34	第13条第2項	ソフトウェア等で著作権がソフトウェアベンダーに帰属し事業者がライセンスを受けているものについては、利用権を購入しているものであって、著作権を移転することはできませんので、本項において発注者に移転する著作権は、その時点で事業者が保有するものに限られるという理解でよろしいでしょうか。	No. 52をご参照ください。
56	(資料-1) 事業契約書 (案)	7	9	第14条第2項	但書について、「発注者の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法又は運用方法等」には、要求水準書、提案書、その他の本事業に係る本事業の内容を規定するものとして作成された文書及び発注者からの指示を含むという理解でよろしいでしょうか。	本項に規定したとおりです。
57	(資料-1) 事業契約書 (案)	7	13	第14条第2項	「事業者」が「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法又は運用方法等を使用したことによって、第三者の知的財産権等を侵害した場合は、発注者に帰責事由があるとの理解でよろしいでしょうか。	本項ただし書きについては、事業者による第三者の知的財産権等の侵害が、発注者の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法又は運用方法等を使用したことに起因する場合であって、かかる発注者の指定が不適切であることを事業者が過失なくして知らなかった場合には、この限りではないという趣旨の内容に修正します。
58	(資料-1) 事業契約書 (案)	7	19	第15条第1項	「選定企業」以外の第三者とは、業務を委託した者に限られるという理解でよろしいでしょうか。	「選定企業」以外のすべての者になります。
59	(資料-1) 事業契約書 (案)	7	27	第15条第4項	秘密保持義務（違約金支払義務を除く。）の趣旨をご教示ください（違約金支払義務を含めた秘密保持義務を負わせてはいけませんか）。	事業契約に定める「発注者」に対する違約金支払義務を定める必要はないとの趣旨であり、事業者と第三者との間の契約で事業者に対する違約金支払義務を定めることは自由となります。
60	(資料-1) 事業契約書 (案)	7	29	第15条第5項, 第6項	業務委託契約書案の事前承諾はご容赦いただきたく存じます。第7項に基づき、委託先の行為についても事業者が責任を負う以上、発注者が業務委託契約の内容について承認をしなければならない合理性はありません。仮にご承認が必要という場合には、契約締結予定日までに承認を行うこと、期間内の不回答は承認みなしとなることを明記いただくとともに、業務委託契約書を承認の可否を決定するに際してのチェックポイントをご教示いただきたく存じます。また契約変更の際の承認については、明らかな誤記の修正等に係る契約変更については発注者の承諾を要しないものとしていただけますでしょうか。	秘密保全等の観点から、事前承諾の必要性があると考えられるため、原案のとおりとします。なお、事前承諾の具体的な手続きについては、協議のうえ発注者が定めるものとします。
61	(資料-1) 事業契約書 (案)	8	1	第15条第6項	事業契約締結前の「選定企業」以外の第三者の委任は、発注者への通知は不要との理解でよろしいでしょうか（事業契約締結前に弁護士契約の締結を予定しています）。	事業契約締結前であっても、本項に準じて、事前通知の手続きを行うものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
62	(資料-1) 事業契約書 (案)	8	7	第15条第8項	本条の遅延については、発注者の責めに帰すべき事由がある場合にはSPCの負担とならない(発注者の負担)という理解でよろしいでしょうか。	発注者の責めに帰すべき事由により本項の遅延が生じることは想定していません。
63	(資料-1) 事業契約書 (案)	8	19	第17条第1項	業務委託再契約書案の事前承諾はご容赦いただけませんか。第4項に基づき、再委託先等の行為についても事業者が責任を負う以上、発注者が業務再委託契約の内容について承認をしなければならない合理性はないと思います。仮に承認が必要という場合には、契約締結予定日までに承認を行うこと、期間内の不回答は承認みなしとなることを明記いただくとともに、業務委託契約書を承認の可否を決定するに際してのチェックポイントをご教示いただきたく存じます。また契約変更の際の承認については、明らかな誤記の修正等に係る契約変更については発注者の承諾を要しないものとしていただけますでしょうか。	秘密保全等の観点から、事前承諾の必要性があると考えられるため、原案のとおりとします。なお、事前承諾の具体的な手続きについては、協議のうえ発注者が定めるものとします。
64	(資料-1) 事業契約書 (案)	8	22	第17条	各業務のうち、主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する部分以外を第三者に委任又は請け負わせる時、当該第三者と既に本事業とは別個に締結している包括契約等に基づき、業務を委任又は請け負わせる場合などは、契約書案を14日前までに提示できないことも考えられます。このため、14日前までという規定について協議させていただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。なお、事前承諾の具体的な手続きについては、協議のうえ発注者が定めるものとします。
65	(資料-1) 事業契約書 (案)	8	22	第17条	各業務のうち、主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する部分以外を第三者に委任又は請け負わせる時、契約書案を提示することが求められていますが、一般的に民間事業者間の契約内容を契約当事者以外に開示することは困難です。契約書案の提示が、第三者への委任又は請け負わせる業務内容を発注者が確認する目的として規定されているのであれば、契約書案の提示以外の合理的な方法を協議させていただくことは可能でしょうか。	No. 63をご参照ください。
66	(資料-1) 事業契約書 (案)	8	35	第17条第3項	秘密保持義務(違約金支払義務を除く。)の趣旨をご教示ください(違約金支払義務を含めた秘密保持義務を負わせてはいけませんか)。	事業契約に定める「発注者」に対する違約金支払義務を定める必要はないとの趣旨であり、事業者と第三者との間の契約で事業者に対する違約金支払義務を定めることは自由となります。
67	(資料-1) 事業契約書 (案)	9	4	第18条	事業者の帰責事由と無関係に事業者が責任を負担させる規定との誤解を生みうるので、記載の各当事者の使用人等の業務上の行為は当該各当事者の行為とみなされる(かかる行為に基づく責任の帰趨は第15条第7項や第17条第4項により決せられる)旨の規定にご修正いただけますでしょうか。	仮に事業者自体の責めに帰すべき事由がない場合であっても、選定企業等の従業員の責めに帰すべき事由がある場合は、事業者が最終的に責任を負うことを規定したものです。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
68	(資料-1) 事業契約書 (案)	9	8	第19条	「監視職員」は公的機関から指定されるとの認識で宜しいでしょうか。「監視職員」の秘密保持義務を含めて、選定上の考え方も併せて御提示下さい。	監視職員は内閣府宇宙戦略室の職員を任命することを想定しています。
69	(資料-1) 事業契約書 (案)	9	8	第19条	「監視職員」の責は「発注者」に帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	監視職員の任命責任は発注者に帰属します。
70	(資料-1) 事業契約書 (案)	9	23	第19条第2項第六号	「提供」または、「閲覧」の要求が規定されております。別途規定されている提出文書を除き、「閲覧」のみとの認識で宜しいでしょうか。従来より、所謂、製造図面類、ソフトウェアコードはメーカー知財となっており、製造工場等における閲覧のみとさせて頂いております。	原則として、閲覧のみではなく、提供も要求します。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではありません。
71	(資料-1) 事業契約書 (案)	10	2	第20条第1項	「総括代理人」は、代表企業や構成員（構成企業）との兼務出向者が実施することも可能でしょうか。	第20条に規定する業務を確実に実施できる者を配置するものとします。
72	(資料-1) 事業契約書 (案)	10	11	第20条第3項	本項と第2項の関係をご教示いただけますでしょうか。第3項において総括代理人を経由して行うべきとされている事項には、第2項において総括代理人の権限外とされている事項が含まれているように思われます。	第2項に定める総括代理人の権限外の事項については、総括代理人を窓口として、事業者が行使するものとします。
73	(資料-1) 事業契約書 (案)	11	1	第22条第4項	「実地にて確認することができるものとする」とありますが、実地確認の前には事前に通知いただくことはできませんでしょうか。また、実地確認については、原則として、事業者、選定企業、選定企業以外の第三者の通常の営業時間内に行われることをご確認いただけますでしょうか。	実地確認の方法の詳細は協議のうえ、発注者が定めるものとします。
74	(資料-1) 事業契約書 (案)	11	9	第23条第2項	事業者の施設・設備整備費に係る債権については、発注者はこれを受働債権として相殺できないものとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
75	(資料-1) 事業契約書 (案)	11	35	第27条	”「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得または届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない”との規定がございますが第81条、82条で規定されている通り、周波数調整、PRNコード及びPRN番号取得に関わる作業は支援となっております。これら許認可の取得は除外されるという認識で宜しいでしょうか。除外の場合、除外規定が必要となります。	周波数調整、PRNコード及びPRN番号取得については、第2項の規定に基づき発注者が許認可を取得するので、事業者は必要な支援を行うものとします。規定内容については、原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
76	(資料-1) 事業契約書 (案)	11	35	第27条	” 「本事業」を実施するために必要となる一切の許認可の取得または届出の提出を自らの責任及び費用負担により行わなければならない”との規定について、第81条、82条の規定通り、周波数調整、PRNコード及びPRN番号取得に関わる作業は「支援」という表現であり、これら許認可の「取得」は除外されると理解してよろしいでしょうか。	No. 75をご参照ください。
77	(資料-1) 事業契約書 (案)	11	35	第27条	事業契約締結までに行われる協議の結果航空保安無線施設（SBAS）に対応したサービスが本事業に含まれることとなった場合でも、当該航空保安無線施設に係る許認可取得の責任は当該協議において定めるところに従うこととし、本条の適用対象とならないことをご確認いただけますでしょうか。	SBASに係る許認可の取得は、本条に定めるとおり、事業者の責任及び費用負担で、事業者が行うものとします。
78	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	1	第27条第2項	「発注者」の許認可取得及び届出に「事業者」が協力する規定がありますが、これには限度があると考えますので、「事業者」と協議の上決定するとの趣旨として理解してよろしいでしょうか。	本項に規定したとおり、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り応じるものとします。
79	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	1	第27条第2項	発注者による許認可の取得・届出への事業者の協力は発注者の費用負担で行われること、発注者による許認可取得・維持に関する責任及び損害（許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む）は発注者負担となることをご確認いただけますでしょうか。	周波数調整支援並びにPRNコード及びPRN番号の取得に係る支援作業に要する費用はサービス対価に含まれます。それ以外の発注者による許認可取得及び届出への事業者の協力は、業務上の著しい負担及び過大な費用が発生しない限り、事業者の負担となります。また、発注者による許認可取得の遅延については、事業者の支援内容に不手際があった場合は、事業者の責任となることがあります。
80	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	1	第27条第2項	業務上の著しい負担及び過大な費用の判断基準を具体的に明示いただけますでしょうか。	発注者及び事業者の協議により定めるものとします。
81	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	7	第27条第3項	” 「本事業」を実施するために必要な許認可の取得又は維持に関する責任及び損害を負担する”との規定がございますが、第81条、82条で規定されている通り、周波数調整、PRNコード及びPRN番号取得に関わる作業は支援となっております。これら許認可の取得は除外されるという認識で宜しいでしょうか。除外の場合、除外規定が必要となります。	No. 75をご参照ください。
82	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	7	第27条第3項	事業者は、第4項の協力不履行に起因する損害及び増加費用については負担しないことをご確認いただけますでしょうか。	協力不履行の内容によります。
83	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	17	第28条第1項	別紙5によれば、「事業者」が付す保険等は「事業者」の提案によるものとする、とありますが、「発注者」から指定される保険はなく、保険は完全に事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	第9条第1項第四号に定める履行保証保険契約を締結する場合は、同条の定めに従うものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
84	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	17	第28条第1項	SPC自体ではなく選定企業が別紙5に定める保険に加入することで本条の義務が履行されたものとみなされることをご確認いただけますでしょうか。	第9条第1項第四号に定める履行保証保険については、No. 39をご参照ください。 その他の保険については、事業者が保険金の受取人である等、事業者が自ら加入するのと同等の効果が得られることを条件とし、詳細は協議によります。
85	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	16	第28条3項	「事業者」が自ら保険契約者でない場合、当該保険契約の証券及び約款等を確実に入手し提出することは困難と思われます。「自らが保険契約者となる場合」に限定すべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。原本証明付き写しの提出は可能と考えます。
86	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	26	第29条第1項	事業者としては、本事業について本契約の範囲内での責任を負うことを予定しており、さらに、本衛星製造業者と協定書を締結するとしても、本契約の範囲を超えた責任を負うことは想定しておりませんので、本項の末尾に「ただし、本件協定書の定めにかかわらず、事業者は本契約の他の部分に定められた以上の責任を負うことはないものとする。」と追記いただけませんか。	原案のとおりとします。
87	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	29	第29条	「事業者」は、本契約締結後、速やかに、「本衛星製造業者」及び「発注者」との間で、本契約別紙8の内容を規定した「本件協定書」を締結するものとするがありますが、別紙8によれば、別紙8の記載内容を標準として「発注者」が別途提示する内容の協定書を締結する、とあります。当該協定書につき、企画提案書の提出前に見せていただくことは可能でしょうか。	企画競争の時点において提示する予定はありません。
88	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	35	第29条第3項, 第4項	事業者は本事業衛星の製造・打ち上げに関して責任を負う立場にありません。本衛星製造業者や本衛星打上業者に帰責事由がある場合に限らず、その委託先や業務補助者その他の関係者に帰責事由がある場合、さらには不可抗力などいずれの者の帰責でもない場合も含めて、事業者との関係においては、事業者のみに責めに帰すべき事由がある場合を除いて、発注者の責めに帰すべき事由と整理していただき、事業契約上発注者が負担・補償した損害や増加費用については、製造や打上に関する契約・協定等に基づき、関連当事者間で発生した事象に応じて分担いただくべきものと存じます。そのようにご修正いただきませんか。	原案のとおりとします。本衛星製造業者や本衛星打上業者の委託先や業務補助者の責めに帰すべき事由は、当該本衛星製造業者や本衛星打上業者の責めに帰すべき事由に含まれます。また、本条第4項に定めるとおり、本契約においては原則として、本衛星製造業者や本衛星打上業者の責めに帰すべき事由による損害及び増加費用は、発注者が負担することになっています。一方、不可抗力の場合の費用分担については、第35条4項が適用されます。
89	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	35	第29条第3項	「事業者」による調整が不相当と認められる場合は、第2項又は本件協定書の規定に違反したと認められる場合に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	本条第2項に規定したとおり、本契約に別途定める調整（第43条に定めるインタフェース調整等）も含まれます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
90	(資料-1) 事業契約書 (案)	12	37	第29条第3項	「ただし、「事業者」による調整が不適当と認められる場合はこの限りではない。」とありますが、事業契約書の、他の条文の表現との整合を考慮し、「ただし、「事業者」の責めに帰すべき事由の場合は、この限りではない。」と記載する方が良いと思われませんが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
91	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	4	第30条	第1項の協議期間（つまり、第3項の「協議が調わない」と判断されるまでに最低限協議を尽くすべき期間）として、最低90日と明記していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
92	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	4	第30条ほか	本契約に基づく発注者と事業者の協議に際して、発注者及び事業者は誠実にかかる協議を行うべき義務を明記していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、本契約に基づく発注者と事業者の協議は、本契約の頭書にも記載のとおり、信義に従い誠実に行うものと考えます。
93	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	14	第30条第3項	”「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合には、「発注者」が合理的な変更を定めるものとし、「事業者」はこれに従う”との規定がございます。基本的に「要求水準」の変更は、コスト・スケジュールインパクトを伴うものであり、発注者、事業者の合意の上、確定するものとの認識で宜しいでしょうか。”合理的な変更を定める”旨の記載も御座いますが、事業へのインパクトを防止する観点より、合意による確定が必要と認識しております。	発注者による合理的な変更を定めるとしており、原案のとおりとします。
94	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	14	第30条第3項	「要求水準」の変更について「発注者」と「事業者」の協議が整わない場合は「事業者」は「発注者」から通知に従わなくてはならないとありますが、第30条第5項と同様に、協議が整わない場合は「要求水準」は変更されないとすべきではないでしょうか。	No. 93をご参照ください。
95	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	14	第30条第3項	前二項における「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「発注者」が合理的な変更を定めるものとし、「事業者」はこれに従わなければならない、とありますが、官民の公平性を考慮いただき、5項の場合と同様に、「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合は、「要求水準」の変更はなされない、としていただけませんか。	No. 93をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
96	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	23	第30条第5項	”「発注者」と「事業者」との間における協議が調わない場合、「要求水準」の変更はなされない”との規定がございます。現状、衛星-地上の総合システム設計が完了するのは事業開始後と認識しており、現時点、不整合事項が内在している可能性がございます。総合システム設計進捗に伴い、システム成立性の観点から「要求水準」の変更を行わざるを得ない状況も想定されます。事業へのインパクトを防止する観点からも、発注者、事業者合意の上、確定するものとの認識で宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。なお、要求水準を変更せざるを得ない合理的な理由がある場合は、本条第4項に基づき、協議を行うものとします。
97	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	26	第31条	要求水準の変更による措置において「発注者」が合理的な増加費用を負担する場合、(減額の場合も含む)合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用と発注者が認める範囲において、含まれます。
98	(資料-1) 事業契約書 (案)	13	26	第31条第2項	事業者の責めに帰すべき事由による要求水準の変更について、事業者が合理的費用を負担し、さらに支払方法を定めるとされているのは、発注者が被った増加費用についても事業者が負担するので事業者から発注者へ増加費用の支払方法を定めるという理解でよろしいでしょうか。	事業者から発注者へ増加費用の支払方法について、発注者と事業者の協議により定めるものとします。
99	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	1	第31条第3項	「発注者」の責めに帰すべき事由により、「要求水準」の変更がなされる場合は、「発注者」が当該変更による合理的な増加費用を負担する、とありますが、当該「合理的な増加費用」に、合理的な金融費用は含めていただけるという理解でよろしいでしょうか。その場合、他条文における同様の「合理的な増加費用」についても適用されるという理解でよろしいでしょうか。	前段については、合理的な金融費用と発注者が認める範囲において、含まれます。 後段については、条文ごとの個別判断となります。
100	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	1	第31条第3項	本項にいう「発注者の責に帰すべき事由」には、第30条第1項及び第2項のような発注者都合による要求水準の変更も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	原則として含まれますが、第30条2項の場合はそもそもサービス対価の減額を目指して協議されるものなので、第31条3項の適用はありません。
101	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	25	第32条	本契約に定める義務に違反したことにより国が事業者に損害賠償を請求する場合に、本契約額を上限とするなど、損害賠償額に上限を設けることができるか、お聞かせ下さい。	原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
102	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	25	第32条	打上げ、衛星製造など、宇宙分野では、契約当事者間の賠償請求権は相互放棄されることが国際標準だと理解しています。本第32条は、本事業に関しては、あえて、そうした国際標準を採用せず、一般の相互の賠償請求権行使を想定する規定とすることを明確化したもの、と理解することで正しいでしょうか？	本条は、本契約に定める義務違反（債務不履行）があった場合の損害賠償という一般原則を規定したものであり、特段ご指摘のような趣旨を想定したものではありません。
103	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	26	第32条	損害賠償責任を負う額の上限を設けることはできないでしょうか。	原案のとおりとします。
104	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	26	第32条	本項に基づき損害賠償義務が生じるのは各当事者に自己の責めに帰すべき事由がある場合のみとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には発注者及び事業者を指しますが、第15条第7項、第17条第4項、第18条、第29条第4項等の適用があります。
105	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	26	第32条	事業契約書等、発注者の確認を受けた開発・整備業務工程表、発注者の承認を受けた設計図書、運用手順書、業務要求水準書等に従い事業者が行為を実施した場合は、事業者の責めに帰すべき事由はなく、それにより発注者に損害が発生した場合であっても、契約上予定された行為の実施であって「本契約に定める義務違反」にあたらぬという理解でよろしいでしょうか。	発注者の確認及び承認を受けて事業者が実施した行為について、事業者の責めに帰すべき事由が存在する場合は、本条でいう「本契約に定める義務違反」に該当すると考えます。
106	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	29	第33条1項	「事業者」でも「発注者」でもない関係者が、第三者に発生した損害に対する賠償責任を負うべき場合は、「事業者」の責任は免れるとの理解でよろしいでしょうか。その理解が正しい場合、第1項の末尾に「ただし、「事業者」及び「発注者」以外が、第三者に発生した損害に対する賠償責任を負うべき場合は、この限りではない」等の文言を加え、意図を明確化すべきと考えます。	前段については、個別の事例によります。 後段については、原案のとおりとします。
107	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	30	第33条	第三者賠償責任が「事業者」となっておりますが、SPCとしては無限責任につながる第三者賠償は求められない様にすべきではないでしょうか。	実際に事業を行うのは事業者であることから、発注者と事業者の間の責任分担として、「事業の実施」に関して発生した損害については事業者が負担するものとしたものです。本条はあくまで事業者と発注者の権利義務関係を規定したものであり、事業者が第三者に対して当然に無過失責任を負うことを規定したものではありません（事業者の第三者に対する責任の範囲は、当事者間の法律関係によります。）。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
108	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	30	第33条	<p>本事業は発注者がサービス提供主体となる事業であり（平成24年10月31日付け実施方針に関する質問回答、番号2）、第三者に生じた損害は本来サービス提供主体である発注者にて負担すべきものです。将来的に日本のみならずアジア各国への利用拡大も検討されている本事業において、第三者賠償の範囲・金額を現時点で予測することはほぼ不可能であり、かかる無限定の第三者賠償に関する責任を事業者が負担することは民間事業者として抱えることのできないリスクです。そのようなリスクは合理的に調達可能な保険を付すことでカバーできる範囲を超えております。なお、国とSPCの間でサービスレベル未達により資料7に従ってサービス対価の減額等があることについては受け入れており、それを超えて第三者賠償についてSPCが負担することを回避することが必要なため、準天頂衛星システムの利用により第三者に損害が生じた場合には、事業者の帰責事由の有無を問わず、当該損害は発注者にてご負担いただけたという理解でよろしいでしょうか。</p>	No.107をご参照ください。事業者の責めに帰すべき事由がある場合に事業者の責任となります。
109	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	30	第33条	<p>SBASについて第三者賠償の範囲・金額を現時点で予測することはほぼ不可能であり、かかる無限定の第三者賠償に関する責任を事業者が負担することは民間事業者として抱えることのできないリスクです。そのようなリスクは合理的に調達可能な保険を付すことでカバーできる範囲を超えております。なお、国とSPCの間でサービスレベル未達により資料7に従ってサービス対価の減額等があることについては受け入れており、それを超えて第三者賠償についてSPCが負担することを回避することが必要なため、事業契約締結までに行われる協議の結果航空保安無線施設（SBAS）に対応したサービスが本事業に含まれることとなった場合でも、事業者の故意又は過失、責めに帰すべき事由の有無を問わずに、当該SBASに対応したサービスの不具合により第三者に生じた一切の損害は発注者にて負担することをご確認いただけますでしょうか。</p>	No.107をご参照ください。事業者の責めに帰すべき事由がある場合には、事業者の責任となります。
110	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	30	第33条	<p>事業契約書等、発注者の確認を受けた開発・整備業務工程表及び発注者の承認を受けた設計図書、運用手順書、業務要求水準書等に従い事業者が実施した行為により第三者に生じた損害は、事業者の責めに帰すべき事由により発生したものではありませんので、事業者で負担する必要はなく、発注者にてご負担いただけたという理解でよろしいでしょうか。</p>	発注者の確認及び承認を受けて事業者が実施した行為であっても、それだけで事業者の責めに帰すべき事由が存在しないということにはなりません。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
111	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	30	第33条	現状の規定では、発注者帰責の場合以外はすべて事業者負担となっていますが、法令等の変更の場合(かかる事由に基づく第三者の損害を観念しがたいですが)については第34条に、不可抗力については第35条にそれぞれ従うべきですし、いずれにも該当しない場合については第112条に基づく協議事項とされるべきです。したがって、仮に事業者が第三者に対して損害を賠償する義務を負うとしても、不法行為の一般原則に従い第三者に対して事業者が負担する損害は、事業者の故意又は過失に基づく行為により第三者に生じた損害に限定されるよう、明確化をお願いできますでしょうか。	No.107をご参照ください。事業者と第三者の間の賠償責任の有無は、その間の法律関係により判断されることとなりますので、すべてを無過失責任として第三者に賠償する義務を負うものではありません。
112	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	30	第33条第1項	通常避けることのできない騒音等の理由により第三者に及ぼす損害とは、事業者が予見可能ではあるものの、回避の為に合理的な費用を負担しても防止手段を期待できない損害との理解しております。この場合、発生防止手段は存在するものの、コストその他の観点から事業の採算に大きな影響を与えたり、事業のスキームや遂行手法に影響を及ぼすなど、「商業的な観点」から見て、かかる手段を講じることが合理的でない場合については、通常避けることのできないものではあるものの、事業者の帰責の範囲に含まれないとの理解してよろしいでしょうか。	騒音等の理由により事業者が第三者に与えた損害を発注者が賠償することは想定していません。適切な発生防止手段を講じるか、事業の採算に大きな影響を与えないよう計画のうえ、事業を実施するものとします。
113	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	35	第33条第2項	第1項で事業者が負担すべき損害を発注者が肩代わりした場合の規定であり、第1項に基づき事業者が負担すべき金額の限度においてのみ補償義務を負うことを明示的に規定いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、賠償額は第三者に生じた損害額が上限となりますので、そのような意味においては、第1項と第2項に基づく責任額は同額になります。
114	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	38	第33条第3項	本項の損害については、現時点で発生の蓋然性や損害が予測不可能であることに鑑み、事業者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず発注者にて損害を負担いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
115	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	38	第33条第3項	仮に発注者にて損害をご負担いただけない場合であっても、本項の損害については、事業者の存続に関わる高額な賠償責任となりうるので、事業者の責めに帰すべき場合であっても負担については協議するものとしていただけますでしょうか。	本項は「補償を求めることができる」との規定であり、実際に補償を求めるか否かについては、その金額も含め、その具体的事情を総合的に考慮のうえ、発注者が決定するものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
116	(資料-1) 事業契約書 (案)	14	38	第33条第3項	仮に発注者にて損害をご負担いただけない場合であっても、国が条約に基づき第三者に損害を賠償した場合に事業者の責に帰すべき事由によるものとして事業者が応ずるべき補償の範囲は、民法の一般原則に従い、債務不履行、不法行為に起因する範囲で、かつ、民法416条の規定する損害の範囲であるとの理解してよろしいでしょうか。	同条約に基づき負担する責任の範囲となりますので、必ずしも民法上の解釈と一致するものではありません。
117	(資料-1) 事業契約書 (案)	15	3	第33条第4項	発注者が負担する「合理的な増加費用」には、事業者が負担した損害賠償相当額全額及びかかる紛争対応に要した費用を全て含むという理解でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用であると発注者が認める範囲において含まれます。
118	(資料-1) 事業契約書 (案)	15	7	第34条	仮に事業者が電波利用料を支払うとなる場合、法務省が規定している電波利用料の料金変更は法例等の変更などに該当し、増加費用を発注者が負担すると理解してよろしいでしょうか。	ご質問における「法務省」は「総務省」と考えます。電波利用料の料金変更については、本条第4項第一号に該当すると考えます。
119	(資料-1) 事業契約書 (案)	15	8	第34条	法令変更による増加費用には合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用と発注者が認める範囲において、含まれます。
120	(資料-1) 事業契約書 (案)	15	16	第34条第3項	法令の公布と施行のタイミングがずれる場合や、政令等が定められるまで影響が明らかにならないことも考えられ、基準日を一律に法令の公布日とするのは合理的ではないため、公布日から60日後の日又は施行日の30日前の日のいずれか遅く到来する日までに協議が調わない場合にのみ、発注者が対応方法を定められることとしていただけますでしょうか。	公布されれば内容は明らかとなりますので、公布日から起算することとしております。なお、法律と政令が共に変更される場合には、その双方が公布された時点から起算するものとします。
121	(資料-1) 事業契約書 (案)	15	16	第34条第4項	第4項第3号で規定される“協議”に期限はなく、期限切れによる事業者の費用負担はないと考えてよろしいでしょうか。	第3項と同様、発注者が合理的な範囲で定めます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
122	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	9	第35条	<p>不可抗力の判断クライテリアとして、下記事由により「設計想定」の超過有無で判断するものと理解しておりますので、相違あれば判断基準を開示願います。</p> <p>【想定外の大災害の扱い】 東日本大震災の経験に基づき、「不可抗力の対象としての自然現象」の定義が不明確になった懸念があります。</p> <p>免責条項の規定については「発生しうることを予見できたか否か」ではなく、「設計想定を超えたか否か」に基づき判断することを明記いただくよう要望致します。</p> <p>また災害時の利用を主たる目的とするメッセージ通信サービスや簡易メッセージサービスは大規模災害時に継続運用することが必須であるのに対して、全体システムとしては免責条項の範囲で機能・性能欠損する可能性があることを確認願います。</p> <p><考え方の説明> (1) 発生する可能性と設計想定との区別 ・東日本大震災等の巨大災害の経験により、「想定外の大災害」に対する整理が必要と認識 ・現実に発生しうる災害の規模と頻度は確率的な要因もあり、最大値管理は困難 ・「設計想定すべき災害規模」は災害の規模、頻度、コストのトレードオフで決定するのが妥当 (2) 免責条項の規定について ・契約条件は「発生しうることを予見できたか否か」ではなく、「設計の想定を超えたか否か」に基づき判断することを明記すべき ・予め設計想定すべき条件を要求条件で明記するか、もしくは事業提案において業者が提案し、契約条件の一部となすことを推奨 (3) 想定を超える災害への対応 ・サイトダイバーシティ、冗長化等により、システム全体としての抗たん性向上に努め、設計内容（機能・性能・コストのトレードオフ結果）について官の承認の下で整備、運用する ・復旧は本PFI事業範囲外とし、状況に応じて国が対応を判断するのが妥当</p>	<p>ご質問の「免責条項」の趣旨が分かりかねますが、不可抗力による費用分担については、本条及び別紙9の規定によります。天災については、別紙9の1(1)に規定したとおり、設計基準等が事前に定められたものについては当該基準を超える場合としています。</p> <p>なお、業務要求水準書（資料-2）において別途、災害等の発生時にサービスを継続できるよう、サイトダイバーシティ等を要求しており、事業者はこれを達成する必要があります。</p>
123	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	9	第35条	<p>不可抗力による増加費用には合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>合理的な金融費用と発注者が認める範囲において、含まれます。</p>

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
124	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	18	第35条第2項	(1)「発注者」及び「事業者」の双方と利害関係を有しない者であって「発注者」が認める第三者」とは具体的にどのような企業あるいは個人を想定されているのでしょうか。(2)「当該損傷の原因不明が第三者により証明された場合」とありますが、原因不明の証明を専門家に委ねることに矛盾がありませんでしょうか。また、原因不明であれば不可抗力になり、原因が判明すればSPC責という契約構成は、原因究明へのインセンティブを生じさせず、国家の科学技術政策として妥当ではないと考えられますが、如何でしょうか。(3)原因が衛星の設計あるいは製造にあった場合のリスクはSPCが負担するとの整理がなされているとの理解でよろしいでしょうか。衛星の調達は「発注者」が実施するため、衛星の設計や製造に原因があることが判明した場合、「発注者」がリスクを負担すべきではないでしょうか。	(1)自然災害等に詳しい専門機関や学識者等を想定しています。 (2)専門家である第三者が調査してもなお原因が究明できなかった場合に、本項でいう原因不明の証明があったものと考えます。 (3)第29条第4項をご参照ください。
125	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	20	第35条第2項	「発注者」が認める第三者による「不可抗力」の証明とは、具体的にどのようなものを想定しているのでしょうか。	No. 124をご参照ください。
126	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	20	第35条第2項	「発注者」が認める第三者による証明」とありますが、当該第三者は具体的にはどのような機関等となりますでしょうか。	No. 124をご参照ください。
127	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	20	第35条第2項	「発注者」が認める第三者による証明」とありますが、官民の公平性を考慮いただき、「発注者」及び「事業者」が認める第三者による証明」に変更いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
128	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	21	第35条第2項	衛星の損傷について、衛星の設計や製造段階での瑕疵が原因となる場合には国側のリスク負担となり、SPCとしては対価減額の対処にはならないと理解してよろしいでしょうか。	No. 124(3)をご参照ください。
129	(資料-1) 事業契約書 (案)	16	24	第35条第3項	1行目の「合理的な」は削除すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。また、協議期間が定められておりませんので、最低90日間と明記していただけますでしょうか。	前段・後段とも、原案のとおりとします。
130	(資料-1) 事業契約書 (案)	17	6	第36条	中断による措置において「発注者」が合理的な増加費用を負担する場合、合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な金融費用と発注者が認める範囲において、含まれます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
131	(資料-1) 事業契約書 (案)	17	15	第36条第3項	発注者の責に帰すべき事由には、発注者の不法行為や義務違反等がある場合に限らず、単に発注者都合（他に優先されるべき公共の利益が存在するなど）で一時的中止がなされる場合も含まれると理解しておりますが、発注者帰責の場合においては、増加費用の負担だけでなく一時中止により事業者が生じた損害（合理的な逸失利益を含む。）の補償いただけるという理解でよろしいでしょうか。	損害賠償は可能ですが、逸失利益は含まれません。
132	(資料-1) 事業契約書 (案)	17	26	第37条第1項	「発注者」は、必要と認めた場合、「各業務」に関する確認（カッコ内略）を行うことができる、とありますが、書面等による事前の通知をいただくことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
133	(資料-1) 事業契約書 (案)	17	26	第37条第1項	「立入りによる確認」に際しては、事前に通知いただくと理解してよろしいでしょうか。また、事業所等への立ち入りによる確認は、事業者、関連する担当企業の通常の営業時間内に原則行われることをご確認いただけますでしょうか。	実地確認の方法の詳細は協議のうえ、発注者が定めるものとします。
134	(資料-1) 事業契約書 (案)	17	30	第37条	保全区域への立ち入りについては、対象者の制限あるいは事前の手続き等の制約が必要となると想定しておりますが、よろしいでしょうか。	立ち入りについては、詳細は協議のうえ、発注者が定めるものとします。
135	(資料-1) 事業契約書 (案)	17	36	第37条	「再受任者」、「下請負人」等への設計、製造、試験、運用、管理等に関する文章等の開示要求が規定されております。別途規定或いは、要求する提出文書を除き、「閲覧」のみとの認識で宜しいでしょうか。	原則として、閲覧のみではなく、提供も要求します。ただし、特段の事情がある場合はこの限りではありません。
136	(資料-1) 事業契約書 (案)	18	4	第38条	関係者協議会の構成は、「発注者」、「本衛星製造業者」及び「事業者」等ということですが、当該協議会の役割は、「発注者」、「事業者」、「本衛星製造業者」との業務の調整であり、本事業における「事業者」と「選定企業」との業務の調整や連絡等ではないという理解でよろしいでしょうか。	事業者と選定企業との業務の調整や連絡等は当事者間で別途実施するものとします。
137	(資料-1) 事業契約書 (案)	18	8	第39条第1項	やむをえない事由（死亡など）により管理統括責任者を変更した場合には変更後速やかに通知した上で、国の確認を受けられる規定を追加いただけませんか。	代行者をあらかじめ定めておき、かかる事態が発生した場合は、その代行者に一時的に業務を代行させ、その後速やかに、本項に基づく手続きを行うものとします。
138	(資料-1) 事業契約書 (案)	18		第39条	管理統括責任者と総括代理人の役割分担及び兼任可否について明確化いただけますでしょうか。	総括代理人は、第20条に基づき権限を事業者から付与された者です。管理統括責任者は、一般的にプロジェクトマネージャを想定しています。なお、兼任については、妨げません。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
139	(資料-1) 事業契約書 (案)	18	33	第42条	「事業者」が自らの責任により「本事業」の実施に必要な「事業場所」を確保とありますが、とりわけ追跡管理局においては民間事業者が、使用権限確保を含めて用地確保することは困難と考えます。PFI事業の公平性を鑑みて、事業用地は国が無償で貸与するよう見直しすべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。
140	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	2	第42条第2項	平成24年10月31日付け実施方針に関する質問回答、番号8に基づき、SPCが事業場所の使用権原を保有すべき義務を負う期間は平成45年3月31日までであることを明示的に規定いただけますでしょうか。	別紙3における事業期間の定義上明らかであり、原案のとおりとします。
141	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	2	第42条第2項	SPCが海外で第三者から監視局に必要な不動産・動産等の使用権原を取得する場合、現地法に照らして実務上合理的に可能な限りで、使用権原を確保し、対抗要件を具備するよう努めれば、本項の第三者に対抗できる使用権原を確保したものと扱われるとの理解でよろしいでしょうか。また、対抗力具備のために利用した制度について、説明や法律意見書などを求められることはないという理解でよろしいでしょうか。	前段については、発注者が合理的と認める範囲において、可能な限り使用権原の確保及び対抗要件の具備に努めるものとします。 後段については、発注者が必要と認める範囲の説明を求める場合があります。
142	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	4	第42条第2項	「代表企業」及び「構成員」が保証書を差し入れるとありますが、複数企業だと責任の所在が不明確となるため、どちらか単独の企業での保証でもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。複数企業での保証にあたっては、当事者間で責任の所在を明確化するものとします。
143	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	4	第42条第2項	「構成員」(ただし、～を含む。)、に記載の但し書きの意味ですが、当該但し書き記載の各期間における各担当企業が保証を差入れれば、代表企業を除き、その他の業務を担当する構成員による保証の差入れは不要との理解で宜しいでしょうか。	ただし書きの内容は最低限の条件を規定したものであり、開発・整備業務担当企業及び運用業務担当企業以外の構成員による保証の差入れについては、本事業の安定的な実施を確保する観点から、ご提案ください。
144	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	10	第42条第3項	国有地のみならず、公有地についても所轄機関から借り受けができる、という理解でよろしいでしょうか。	公有地については、当該土地の管理者と協議してください。
145	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	10	第42条第3項	国有地については、使用権原や期間が第2項と相違していても、所管官庁の定めるところに従えば十分であるという理解でよろしいでしょうか。	内容によりますので、競争的対話において具体的に質問してください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
146	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	10	第42条第3項	国有地を借り受けた場合において、当該借受けに係る契約が国の都合又は国の責めに帰すべき事由により解除された場合には、これに伴って発生する損害及び増加費用は発注者が負担することをご確認ください。	「国の都合又は国の責めに帰すべき事由」の詳細が分かりかねますが、平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No. 21で回答したとおり、発注者である内閣府として利用可能な国有地の候補を示す予定はありません。したがって、ここでいう国有地に関して発注者はなんら権限を持っていないため、費用負担について、事業者は、当該国有地の管理者との間で協議するものとします。
147	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	12	第42条第3項	ここでいう事業用地の借り受けは無償との理解で宜しいでしょうか。	有償、無償いずれの場合もありえます。当該国有地の管理者と協議してください。
148	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	17	第42条第5項	事業場所の維持保全の費用や有益費の支出が、発注者の責めに帰すべき事由、不可抗力、法令変更等などに基づく場合には事業者からの損害賠償・費用負担請求は制限されないことを明確に規定していただけないでしょうか。	No. 146をご参照ください。
149	(資料-1) 事業契約書 (案)	19	20	第42条第5項	国有地や公有地を使用する場合には事業場所の改良の為の費用若しくはその他の有益費については、所管官庁や所轄機関の費用負担と変更していただけないでしょうか。	No. 146をご参照ください。
150	(資料-1) 事業契約書 (案)	20	13	第46条第1項	本項の実施体制図については、発注者の確認や承認というプロセスは介在しないという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて内容を確認することがあります。
151	(資料-1) 事業契約書 (案)	20	21	第47条	「総合システム設計書」は「発注者」による承認が必要とあります。発注者により承認されるという点をふまえると、承認した発注者側も相応の責任が発生するものと考えますが、その旨の記述が無い理由をご教示ください。	No. 46をご参照ください。
152	(資料-1) 事業契約書 (案)	20	29	第47条	「総合システム設計書等」の内容が「要求水準書」及び「事業計画書」に適合しない場合、「事業者」は自らの責任及び費用負担において速やかに是正」との規定がございますが、衛星、地上系の整合を含めた総合システム設計は事業開始後に完了するものと認識しており、適合しない事由により協議を含め、処置を相互合意の上、確定することが妥当との認識で宜しいでしょうか。	総合システム設計は要求水準に適合するように実施するのが前提であると考えます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
153	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	5	第48条	国有地や公有地を事業場所として使用する場合、近隣対策は国による責任及び費用とすることが妥当だと思います。国有地や公有地を事業場所として使用する場合、国による責任及び費用と変更していただくことは可能でしょうか。	No. 146をご参照ください。
154	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	25	第49条	事業用地の調査は事業者の責任とされていますが、国有地を借り受けた場合には、調査のための資料をいただけるという理解でよろしいでしょうか。その場合、資料の誤り等に起因して発生した損害及び増加費用は発注者にてご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 146をご参照ください。
155	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	26	第49条	運用業務担当企業が事業用地の調査を行う場合もあることから、「開発・整備業務担当企業をして」の文言を削除していただくことは可能でしょうか。	開発・整備業務担当企業からの再委託又は下請負によることも考えられるため、原案のとおりとします。ただし、発注者の事前の承諾を得た場合は、開発・整備業務担当企業以外の者に実施させることも可能です。
156	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	26	第49条	借り受けた「国有地」に土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等があった場合、代替の「国有地」を借り受けられるのでしょうか。	土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等によって、当該国有地の使用が不可能になった場合は、事業者の責任で代替用地を確保するものとします。なお、No. 146をご参照ください。
157	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	29	第49条第2項	国有地や公有地を事業場所として使用する場合においても、調査又は調査結果に関する一切の責任及び費用並びに当該調査の不備及び誤り等から生じる一切の責任及び増加費用を事業者負担とするのは過酷です。国有地や公有地を使用する場合、これら費用についても所管官庁や所轄機関と協議と変更していただくことは可能でしょうか。	No. 146をご参照ください。
158	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	35	第49条第4項	国有地や公有地を事業場所として使用する場合、これら費用は「所管官庁や所轄機関の費用負担」、若しくは「所管官庁や所轄機関と費用負担につき協議」と変更していただくことは可能でしょうか。	No. 146をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
159	(資料-1) 事業契約書 (案)	21	35	第49条第4項	「事業者」は、当該「事業用地」に関する土壌汚染、地中障害物及び埋蔵文化財の存在等により生じる増加費用を負担する、とありますが、平成24年11月13日変更版のリスク分担表(案) No47及びNo50においては、国有地において国が与条件として明示していない土壌汚染や地中障害物の処理等による、施設、設備開発・整備の遅延や変更については、国のリスクとされています。よって、現第49条4項の文末に、「当該「事業用地」のうち、国有地について発生する増加費用については、「発注者」が負担する」等、加筆修正いただけますでしょうか。	No. 146をご参照ください。
160	(資料-1) 事業契約書 (案)	22	7	第50条	「地上システム設計書」は「発注者」による承認が必要とあります。発注者により承認されるという点をふまえると、承認した発注者側も相応の責任が発生するものと考えますが、その旨の記述が無い理由をご教示ください。	No. 46をご参照ください。
161	(資料-1) 事業契約書 (案)	22	18	第50条	” 「地上システム設計書」の内容が「要求水準書」、「事業計画書」及び「総合システム設計書等」に適合しない場合、「事業者」は自らの責任及び費用負担において速やかに是正”との規定がございます。衛星、地上系の整合性、システム成立性に関しては、上位要求である総合システム設計後に詳細が確認され、場合によっては齟齬が発生する可能性があると認識しております。このため、適合しない事由により協議を含め、処置を相互合意の上、確定することが妥当との認識で宜しいでしょうか。	地上システムの設計は要求水準に適合するように実施するのが前提であると考えます。
162	(資料-1) 事業契約書 (案)	22	26	第51条	「変更内容を通知したうえで、設計図書の変更を求めることができる」というのは、国による設計変更指示であり、この結果により生じる要求水準の未達などは国帰責事由になるという理解で正しいでしょうか。	設計変更指示の内容及び事由等によります。要求水準の変更により生じるメリット・デメリット、リスク等の詳細な説明を発注者が受けたことを前提に、説明を受けたリスクで新たに発生するもの(事業者側の責めに帰すべき事由に係るリスクを除く)については、発注者が負担します。
163	(資料-1) 事業契約書 (案)	22	37	第51条第2項	本項第2号及び第3号の場合にも事業スケジュールの変更が必要となる場合はありますので、第1号後段と同様の規定を明記していただけますでしょうか。	第二号については、事業者の責めに帰すべき事由による場合であり、事業スケジュールは原則として変更しません。第三号については、第34条第6項及び第35条第6項をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
164	(資料-1) 事業契約書 (案)	23	17	第52条第2項	地上システムの構成機器の調達に関して、使用権限につき対抗力を具備することが不可能又は現実的でない場合には、実務上合理的に可能な限りの使用権限を確保すれば、「発注者が承諾する方法」として認められるという理解でよろしいでしょうか。また、別紙10の保証書に類する書面を差入れれば、発注者の承諾は得られると理解してよろしいでしょうか。	内容によりますので、競争的対話において具体的に質問してください。
165	(資料-1) 事業契約書 (案)	23	17	第52条第2項	平成24年10月31日付け実施方針に関する質問回答、番号8より、SPCが地上システムの使用権限を確保すべき義務を負う期間は平成45年3月31日までであることを明示的に規定いただけますでしょうか。	別紙3における事業期間の定義上明らかであり、原案のとおりとします。
166	(資料-1) 事業契約書 (案)	23	30	第54条第1項	本項の実施工程表については、発注者の確認や承認というプロセスは介在しないという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて内容を確認することがあります。
167	(資料-1) 事業契約書 (案)	23	33	第54条第2項	本項の月間工程表については、発注者の確認や承認というプロセスは介在しないという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて内容を確認することがあります。
168	(資料-1) 事業契約書 (案)	24	4	第54条第4項	出来高の算定基準は事業者に委ねられているという理解でよろしいでしょうか。	発注者と事業者の協議により定めるものとします。
169	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	1	第57条	地上システムに係る試験計画および試験手順は「発注者」による承認が必要とあります。発注者により承認されるという点をふまえると、承認した発注者側も相応の責任が発生するものと考えますが、その旨の記述が無い理由をご教示ください。	No. 46をご参照ください。
170	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	4	第57条	”性能を満たしていないことが判明した場合には、「事業者」はその旨を速やかに「発注者」に報告し、是正のための処置を行った上、再度試験を行う”との規定があります。一般に、処置を含めた判断は改修によるインパクトを含め、場合によっては、衛星系での処置を含め検討する必要があり、官/SPC/衛星メーカーを交えた、所謂MRB (Material Review Board) の開催、判断が必要との認識で宜しいでしょうか。是正処置実施不可の場合、ECP (Engineering Change Proposal)、ウェーバー等の処置も併せて決定することが必要と認識致します。	性能を満たしていないことが判明した場合、場合によって本衛星製造業者を交えた是正措置検討の場が必要となると考えます。衛星側での是正措置が実施不可な場合における対応については、発注者と本衛星製造業者との間で協議するものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
171	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	4	第57条第3項	要求水準を満たしているのに関わらず対応が求められる不具合が想定されているようですが具体的にはどのような事例を想定されているのでしょうか。	要求水準の未達成が顕在化しないまでもシステムとして明らかに不具合が認められる場合などが想定されます。
172	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	9	第58条	地上システムの完成とは、地上システムの使用可能期限後速やかにという理解で正しいでしょうか。	地上システムが使用可能となった時点を指します。
173	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	30	第59条第3項	JAXAの支援は無償で受けられるという理解でよろしいでしょうか。	平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No. 353、No. 416で回答したとおり、事業者が必要とする支援の内容や期間等によりますので、JAXAとの協議となります。
174	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	30	第59条第3項	” JAXAの支援を受けて” とありますが、JAXA殿から支援を受けられることは保証されていますでしょうか。	No. 173をご参照ください。
175	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	30	第59条第3項	” JAXAの支援を受けて” とありますが、JAXA殿からの支援につきましては無償という理解でよろしいでしょうか。	No. 173をご参照ください。
176	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	34	第60条	第60条全般にわたって、「みちびき」の「後継機」に関する業務の実施が規定されておりますが、「業務要求水準書」では、「後継機衛星」は「衛星システム」の範囲外です。「業務要求水準書」に規定のない業務を事業契約書で規定するのは矛盾があり、規定削除すべきと考えますがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。4機体制の維持については、業務要求水準書（資料-2）6.8.2.3項に規定しています。
177	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	35	第60条	「後継衛星」に対する「事業者」の作業範囲が不明確と思われる。「後継衛星」運用に向けては対応する運用管制部の整備（含、テレメトリ・コマンドデータベース設定等）、適合性試験、運用訓練、運用準備等が必要となって参ります。今回の具体的作業スコープを御提示下さい。	後継衛星に対応する運用管制部の整備については、事業者の業務範囲内であり、これに要する費用は提案価格に含めてください。
178	(資料-1) 事業契約書 (案)	25	35	第60条	本条において「後継衛星」に関する業務についての記載がありますが、当該「後継衛星」に関する業務にかかる対価は別途請求できるとの理解で宜しいでしょうか。	No. 177をご参照ください。
179	(資料-1) 事業契約書 (案)	26	1	第60条第2項	「みちびき」の後継衛星は、2号機、3号機と全く同じという想定でよいでしょうか。	後継衛星について、企画提案にあたっては、準天頂軌道衛星2機と同様の仕様を想定してください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
180	(資料-1) 事業契約書 (案)	26	1	第60条第2項	みちびきの後継衛星に関する業務について、工程表の作成等は規定されていますが、サービス対価の変更や増加費用の支払に関する規定がありません。事業者の業務としては工程表の作成して見積りを行う程度までであって、それ以降の業務の実施や契約等の変更の要否については協議によって定めるという理解でよろしいでしょうか。	No. 177をご参照ください。また、後継衛星の運用については、当初の事業範囲内です。
181	(資料-1) 事業契約書 (案)	26	15	第60条第5項	本項の協力に係る費用は施設・設備整備費には含まれていないようですが、別途発注者又は衛星製造業者にご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	No. 177をご参照ください。
182	(資料-1) 事業契約書 (案)	26	33	第62条	JAXAによる訓練は、国から無償で提供されるという理解でよろしいでしょうか。	No. 173をご参照ください。
183	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	2	第63条	本条に関する業務にかかる対価は別途請求できるとの理解で宜しいでしょうか。	総合システム検証は、事業者の業務範囲内であり、これに要する費用は提案価格に含めてください。
184	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	10	第63条	総合システムに係る試験計画および試験手順は「発注者」による承認が必要とあります。発注者により承認されるという点をふまえると、承認した発注者側も相応の責任が発生するものと考えますが、その旨の記述が無い理由をご教示ください。	No. 46をご参照ください。
185	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	16	第63条	”性能要求を満たしていないことが判明した場合には、「事業者」はその旨を速やかに「発注者」に報告し、是正のための処置を行った上、再度第1項に定める検証等を行う”との規定があります。一般に、処置を含めた判断は改修によるインパクトを含め、場合によっては、衛星系での処置を含め検討する必要があり、官/SPC/衛星メーカーを交えた、所謂MRB(Material Review Board)の開催、判断が必要との認識で宜しいでしょうか。是正処置実施不可の場合、ECP (Engineering Change Proposal)、ウェーバー等の処置も併せて決定することが必要と認識致します。	No. 170をご参照ください。
186	(資料-1) 事業契約書 (案)	28	16	第63条第4項	総合システムに不具合が発見された場合の是正のための措置の費用負担については、衛星製造業者、国、事業者の三者で協議して定めるという理解でよろしいでしょうか。	発注者、事業者及び本衛星製造業者の三者で協議のうえ、帰責事由に応じて費用を負担するものとします。
187	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	20	第63条第5項	2号機以降の「後継衛星」は完全なリピート衛星という想定でよいでしょうか。	みちびきの後継衛星については、No. 179をご参照ください。それ以外の後継衛星についても、企画提案においては、同様の仕様を想定してください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
188	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	20	第63条第5項	別途打ち上げられた「後継衛星」の運用を「本事業」として実施するという理解でよろしいでしょうか。なお、その場合も定常運用、緊急時運用、および、国の指示によるミッション運用の停止等のみを行うという理解です。	前段については、後継衛星が打ち上げられた場合は運用業務の対象に含まれます。 後段については、No. 177をご参照ください。
189	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	20	第63条第5項	この場合、「事業者」は、(中略)当該「後継衛星」及び当該「後継衛星」を含む「総合システム」の検証等を実施するものとする、とありますが、後継衛星に関する協議が、「発注者」と「事業者」の間で行われた上での検証等実施という理解でよろしいでしょうか。	第60条第2項及び第4項に定める協議をあらかじめ実施するものと考えます。
190	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	24	第64条	「開発・整備業務」が完了した場合の検査は、測位関連サービス等を実用に供して良い旨を官側が承認する行為と認識しております。この観点から、“確認”では無く、“承認”とすることが妥当との認識で宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
191	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	28	第64条第2項	発注者が立ち合わせることができる補助者について事業者が異議を述べた場合には協議に応じていただけるという理解でよろしいでしょうか。	事業者による異議の内容に合理性が認められる場合は、協議に応じることがあります。
192	(資料-1) 事業契約書 (案)	27	35	第64条	”「要求水準書」、「事業計画書」及び「設計図書」を満たしていないと判断した場合には、「事業者」に対してその是正を求めることができる”、“自らの責任で速やかに是正を行い”との規定があります。一般に、処置を含めた判断は改修によるインパクトを含め、場合によっては、衛星系での処置を含め検討する必要があり、官/SPC/衛星メーカーを交えた、所謂MRB(Material Review Board)の開催、判断が必要との認識で宜しいでしょうか。是正処置実施不可の場合、ECP (Engineering Change Proposal)、ウェーバー等の処置も併せて決定することが必要と認識致します。	No. 170をご参照ください。
193	(資料-1) 事業契約書 (案)	28	1	第64条第5項	復旧とは具体的にはどのような状態、物を想定されていますでしょうか。	検査前の状態に戻すことを想定しています。
194	(資料-1) 事業契約書 (案)	28	7	第66条	事業スケジュールの遅延又は変更による増加費用には合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第1項及び第3項に規定する「合理的な増加費用」に関するご質問であれば、発注者が合理的と認める範囲において、増加費用に含まれます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
195	(資料-1) 事業契約書 (案)	28	7	第66条第1項	また、発注者の責に帰すべき事由には、発注者の不法行為や義務違反等がある場合に限らず、単に発注者都合（他に優先されるべき公共の利益が存在するなど）で遅延が生じた場合も含まれると理解しておりますが、発注者帰責の場合においては、遅延により事業者が生じた合理的な逸失利益を補償していただけますでしょうか。	増加費用は負担しますが、逸失利益は含まれません。
196	(資料-1) 事業契約書 (案)	28	14	第66条第2項	本項に基づき支払われる違約金は損害賠償額の予定とし、実損害との差額のご請求はご容赦いただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。
197	(資料-1) 事業契約書 (案)	29	8	第68条第1項	本項の実施体制図については、発注者の確認や承認というプロセスは介在しないという理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて内容を確認することがあります。
198	(資料-1) 事業契約書 (案)	29	13	第68条第2項	「前項に定める実施体制図の他、「事業者」は、「運用業務」のうち公共専用信号配信サービスについて、「事業契約書等」に従い、セキュリティ要件を満たす特定の運用要員の配置、連絡可能な体制の継続的な維持その他必要な事項を定めた公共専用信号配信センターの体制計画を策定し」とありますが、これらは企画提案書において提案すべき事項ということでしょうか。	公共専用信号配信サービスに係る実施体制を含めた要求水準の詳細は、発注者が定めます。
199	(資料-1) 事業契約書 (案)	29	22	第69条第1項	大規模災害時に要求水準等を完全に満たすことは求められず、可能な限度で満たすための事業継続計画の策定を求められているという理解でよろしいでしょうか。	想定される大規模災害の範囲についての根拠・妥当性を示したうえで、そのような事態が発生した場合における事業継続の具体的な範囲について、ご提案ください。
200	(資料-1) 事業契約書 (案)	29	30	第69条	” 運用手順書又は事業継続計画書が「要求水準書」又は、「事業計画書」を満たしていないと認められる場合は、「事業者」に対して是正を求めることができる”との規定があります。一般に、処置を含めた判断は改修によるインパクトを含め、場合によっては、地上系、衛星系での処置を含め検討する必要があり、官/SPC/衛星メーカーを交えた、所謂MRB (Material Review Board) の開催、判断が必要との認識で宜しいでしょうか。是正処置実施不可の場合、ECP (Engineering Change Proposal)、ウェーバー等の処置も併せて決定することが必要と認識致します。	No. 170をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
201	(資料-1) 事業契約書 (案)	30	35	第72条第2項	「事業者」は、前項の近隣対策の結果によって発生する増加費用を負担する、とありますが、平成24年11月13日変更版のリスク分担表(案) No14においては、国有地に対象施設、設備を設置すること自体に関する近隣対策については、国のリスクとされています。よって、現第72条2項の文末に、「なお、国有地において発生する増加費用については、「発注者」が負担する」等、加筆修正いただけずでしょうか。	原案のとおりとします。No. 146をご参照ください。
202	(資料-1) 事業契約書 (案)	30	35	第72条第2項	第1項に基づく協力を発注者が怠ったことにより発生した損害及び増加費用については、第1項にかかわらず、発注者が負担することをご確認いただけますでしょうか。	本項においては、必要と認める場合には協力すると定めており、協力しなかったことを理由に発注者が費用を負担することはありません。
203	(資料-1) 事業契約書 (案)	30	35	第72条第2項	法令変更等、不可抗力の場合には、第34条、第35条に従い増加費用の負担が行われることをご確認いただけますでしょうか。	ご質問の趣旨がわかりかねますが、近隣対策の結果によって発生する増加費用については、第72条第2項に定めるとおりです。
204	(資料-1) 事業契約書 (案)	31	28	第75条第1項	第42条及び第52条に従って、地上システムに必要な不動産・動産等、構成機器の使用権限(権原)を確保していれば、本項の義務は履行されたものとみなされると理解してよろしいでしょうか。	地上システムの所有権その他の使用権限を確保することに加えて、発注者の承諾を得た場合を除き、地上システムの譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をしてはならないこととしています。
205	(資料-1) 事業契約書 (案)	33	3	第79条	責任分担として「発注者」の責めに帰すべき事由の場合と、「事業者」の責めに帰すべき事由の場合が定義されておりますが、「事業者」の責めに帰すとの明確な証拠が得られない限りにおいては、すべて「発注者」側の責めに帰すべき事由と扱ってよろしいでしょうか。	証明責任の一般的な考え方によります。
206	(資料-1) 事業契約書 (案)	33	N/A	第81条, 第82条	各支援業務が想定されており、一定の作業量を見積もった上で提案することになりますが、その作業量が大幅に想定を超える場合は本事業契約の変更、サービス対価の増加等につき協議に応じていただけるということよろしいでしょうか。	事業者の想定が不十分であったことに起因してサービス対価を増額することはありません。作業量を十分に見積もったうえで、ご提案ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
207	(資料-1) 事業契約書 (案)	34	12	第7章	<p>総合システムの運用等を開始の定義を以下の観点で確認願います。</p> <p>①運用開始の起点：複数機運用時の前提条件 4機運用体制において、1機目の運用開始時点と定義するか、4機全てが運用状態となった時点と定義するか。</p> <p>②運用開始の起点：単独衛星のステータスの観点 打上げ後軌道に到達して、初期運用が開始された時点と定義するか、初期チェックアウトが完了して、ミッション系チューニングが開始された時点とするか、ミッション系チューニングが完了してフラグ解除した時点とするか。</p> <p>③運用の起点：サービス毎 測位補完、測位補強、メッセージ通信、SBASなどサービス毎にミッション系チューニング期間が異なると想定されますが、運用開始は最初に開始したサービスを起点とするか、最後に開始したサービスを起点とするか。</p> <p>④対価の支払い条件との相関 上記の運用開始の起点が対価の支払い開始の起点で、運用期日に応じて流動化するか、当初計画している支払条件に基づき運用期日を固定化するか なお上記質問の背景として、 ・衛星システムの寿命は、軌道上15年間を想定している。 ・軌道上15年間の内訳として、初期運用、ミッション系チューニング、定常運用を含む、即ち定常運用期間は15年未満となる。 ・新規打上げの1号機打上げから3号機打上げまでの時間インターバルは4機体制が整備完了する前に1号機の寿命期間を消費することになるので、4機体制整備後に残された1号機の残寿命はその分短くなる。</p> <p>上記を勘案して、運用期間15年間の考え方を整理頂きたく、お願い致します。</p>	平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No. 35と同じ質問と理解しています。ご質問の「総合システムの運用等の開始」が「サービス開始」であるとすれば、ご質問の①～③については、別紙3における「サービス開始日」の定義をご参照ください。④については、第85条の各項に規定したとおりです。
208	(資料-1) 事業契約書 (案)	35	15	第85条第7項	<p>発注者の責めに帰すべき全部履行不能の場合において事業者が発生した損害は、発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。</p>	本条第4項第二号に規定したとおり、負担を免れない合理的な費用については、発注者が負担するものとし、発注者は事業者との協議により当該金額とその支払方法について定めるものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
209	(資料-1) 事業契約書 (案)	35	24	第85条第9項	発注者が別途損害賠償請求を行う場合には、減額された分については損害の填補に充てられたものとみなされる(つまり、損害賠償の対象となるのは、実損害から減額分を差し引いた金額となる) ことをご確認いただけますでしょうか。	「減額とは別に」とあるように、減額した分を損害賠償請求額から差し引くことはありません。
210	(資料-1) 事業契約書 (案)	35	27	第86条第1項	平成24年10月31に公表された「実施方針に関する質問に対する回答」質問No.417において、地上システムを賃借(リース)により調達した場合、当該費用はサービス対価見直し対象外との記載がございます。地上システムをリース契約とする場合、初期整備のリース費用だけでなく維持管理・運用期間中に発生する更新分のリース費用についても、サービス対価の改定の対象外との理解でよろしいでしょうか。	地上システムを賃貸借により調達する場合の賃借料については、初回分も更新分も施設・設備費として計上してください。このため、別紙7に定める、維持管理費、運用費及びその他の費用の物価変動に基づく改定の対象外となります。
211	(資料-1) 事業契約書 (案)	36	21	第89条第1項第5号	合理的な是正期間を設けていただけませんか。また、「及ぼす可能性のある」は適用範囲が広がりすぎるので削除いただけませんか。	原案のとおりとします。
212	(資料-1) 事業契約書 (案)	36	25	第89条第1項第七号乃至第十号	事業者が合理的な期間内に、発注者の承諾を得て、事由に該当した選定企業等に代わる者を選任した場合には、解除事由に該当しないものとしていただけませんか。	第七号から第十号までは、本契約に関して独占禁止法違反等があった場合の規定であり、選定企業の交代では済まされない内容と考えますので、原案のとおりとします。
213	(資料-1) 事業契約書 (案)	37	14	第89条第1項第十一号	事業者が合理的な期間内に、発注者の承諾を得て、事由に該当した出資者に代わる者を選定した場合には、解除事由に該当しないものとしていただけませんか。	本号はSPCの存否に関わる重要事項であり、個々の出資者の交代では済まされない内容と考えますので、原案のとおりとします。
214	(資料-1) 事業契約書 (案)	37	26	第89条第1項第十四号	別紙6において契約解除が認められる場合に限って本号に基づく解除が可能となるものと理解してよろしいでしょうか。	別紙6では、財務状況、開発・整備業務、維持管理業務、運用業務及び事業終了時について規定しており、本契約全般にわたって解除原因となるものをご理解ください。
215	(資料-1) 事業契約書 (案)	37	28	第89条第1項第十五号	合理的な是正期間を設けていただけませんか。	原案のとおりとします。
216	(資料-1) 事業契約書 (案)	38	10	第91条	第89条第5号及び第15号に対応する事由を解除事由として追加いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
217	(資料-1) 事業契約書 (案)	38	18	第92条	本項に基づく「協議」は、第34条又は第35条の「協議」と同じものであり、当該協議が継続している限りは第2項に基づく解除は行われたいことをご確認ください。	第1項各号に定める事態とは、本事業の継続が不能又は著しく困難な場合等であり、第34条及び第35条に定める契約変更や要求水準変更等とは異なります。
218	(資料-1) 事業契約書 (案)	38	22	第92条第1項第二号	過分の費用を要する場合の解約は、事業者において過分の費用を負担するときにも可能としていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。法令等の変更及び不可抗力における費用分担の規定上、発注者側の費用負担を基準に判断すべきと考えます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
219	(資料-1) 事業契約書 (案)	38	33	第93条第二号	別紙6において契約解除が認められる場合に限って本号に基づく解除が可能となるものと理解してよろしいでしょうか。	別紙6では、財務状況、開発・整備業務、維持管理業務、運用業務及び事業終了時について規定しており、本契約全般にわたって解除原因となるものをご理解ください。
220	(資料-1) 事業契約書 (案)	39	7	第94条第1項第二号, 第97条第1項第二号	事業者の責めに帰すべき事由による解除時の移設について、移設場所は国の定めるもので、その定め方によってはSPCとして不合理なかつ多大な費用を要します。SPCとしては、撤去可能な状態にする費用までを負担し、撤去後の運搬及び撤去先での設置に要する費用は発注者が負担するものとしていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
221	(資料-1) 事業契約書 (案)	39	7	第94条第1項第二号, 第95条第1項第二号, 第96条第1項第二号, 第97条第1項第二号, 第98条第1項第二号, 第99条第1項第二号	これらの条項において「賃貸借その他の方法により当該事業用地の使用権原を発注者のために確保させる」とありますが、発注者自ら使用される場合ですので、特に対抗力のある使用権原である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	発注者が民有地上において事業を継続する場合等が想定されるため、第三者対抗要件を具備した使用権原の確保が必要と考えます。
222	(資料-1) 事業契約書 (案)	39	18	第94条第1項第三号, 同第2項第二号, 第95条第1項第三号, 同第2項第二号, 第96条第1項第三号, 同第2項第二号	これらの条項に規定される「当該出来形部分(第13条第2項に基づき移転する著作権を含む。)に相応する代金」とは、施設・設備整備費の総額を基準とし、出来形の完成割合に応じて算出されるものと理解してよろしいでしょうか。	「当該出来形部分に相応する代金」は、解除の時点における現物の出来形に基づいて代金を算定することを想定しています。施設・設備整備費の総額を基準として算出した額とは一致しない場合があります。
223	(資料-1) 事業契約書 (案)	39	23	第94条第1項第四号, 同第2項第三号, 第95条第1項第四号, 同第2項第三号, 第96条第1項第四号, 同第2項第三号	これらの条項のAに規定される「発注者が定めた期日」については、施設・設備整備費の初回支払日(サービス開始日後の解除の場合には、解除後最初に到来する施設・設備整備費の支払日)よりも前の日としていただきますようお願いできますでしょうか。	発注者による予算確保の手続きが必要となるため、初回の施設・設備整備費の支払日より前に支払うことは約束できません。
224	(資料-1) 事業契約書 (案)	39	37	第94条第2項第一号	解約部分の出来形には、サービス対価、その他費用のうち、開業諸費用、建中金利、融資組成手数料等が含まれているとの理解でよろしいでしょうか。	「当該出来形部分に相応する代金」は、解除の時点における現物の出来形に基づいて代金を算定することを想定しています。算定にあたって開業諸費用、建中金利、融資組成手数料等は含まれません。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
225	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	10	第94条第2項第四号, 第95条第2項第四号, 第96条第2項第四号, 第97条第2項第一号, 第98条第2項第一号, 第99条第2項第一号	契約一部解除の場合に関して、これらの条項において、発注者は「各本事業衛星に共通する維持管理費及び運用費並びにその他費用の支払義務を免れる」とありますが、衛星に共通する費用である以上、運用する衛星が残る限りはお支払いいただくべきもののように思われますので、当該部分は削除いただきますようお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。該当箇所については、「解約部分に相当する（中略）各本事業衛星に共通する維持管理費及び運用費並びにその他費用の支払義務を免れる」と解してください。
226	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	24	第94条第5項, 第97条第4項	これらの条項に基づき支払われる違約金は損害賠償額の予定とし、実損害との差額のご請求はご容赦いただけませんか。	原案のとおりとします。
227	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	28	第95条	発注者の任意又は発注者の帰責事由により契約解除をする場合、”「地上システム」の出来高部分を買取る義務を負わない”との規定があります。発注者側の都合により発生している事象となりますので、発注者責として出来高部分の買い取り義務が発生すると考えることが妥当との認識で宜しいでしょうか。	本条第三号に規定したとおり、発注者は買取る義務を負いません。一方で、これにより事業者に合理的な増加費用及び損害が発生した場合は、第3項に基づき発注者が負担することとなります。
228	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	31	第95条	「発注者」が合理的な増加費用を負担する場合、合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	合理的な増加費用と発注者が認める範囲において、含まれます。
229	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	31	第95条第1項第一号	『「発注者」は、「地上システム」の出来形部分を買取る義務を負わない。』とありますがこの場合、サービス対価の施設・設備整備費のうち地上システムの開発・整備等に要する費用を金融機関から資金調達を行うことが困難になり、地上システムの整備に悪影響が発生します。契約解除事由が発注者の任意又は発注者の帰責の場合は、「発注者」は「地上システム」の出来形部分を買取って頂けないでしょうか。	No. 227をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
230	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	32	第95条第1項	発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力において、 一「発注者」は、「地上システム」の出来高部分を買取る義務を負わない。 二「発注者」は、任意の裁量により、・・・それぞれ取得できる。 と記載がありますが、発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の場合は、出来形部分並びに関連する設計の成果検査に合格した部分のうち、「発注者」が利用可能と認める部分については買取を頂くことを前提とすることをご検討をお願い致します。具体的には一号を削除し、二号については「任意の裁量により」を削除した上で「取得しなければならない」に変更願えますでしょうか。 買取義務がない場合、事業リスクが大きくなり、民間事業者で負担できない可能性があります。	No. 227をご参照ください。
231	(資料-1) 事業契約書 (案)	40	31	第95条第1項第三号	「「発注者」が前号に従い「地上システム」の買取を行う場合、前号に定める買取の対象に係る所有権（「事業者」以外が所有する設備についてはその使用权原）及び「事業用地」の使用权原を取得したうえで、当該出来形部分（第13条第2項に基づき移転する著作権を含む。）に相当する代金（これに係る「消費税等」を含む。）及びこれに係る「再計算の利息」に相当する金額を支払う。」とありますが、当該出来形部分に相当する代金には、「資料-4 サービス対価の算定及び支払方法」P4 表1に記載の「施設・設備整備費」の「構成される費用の内容」に記載された費用のうち当該出来形部分に要した費用という理解でよろしいでしょうか。	「当該出来形部分に相当する代金」は、解除の時点における現物の出来形に基づいて代金を算定ことを想定しています。サービス対価の内訳における特定の費用と一致するとは限りません。
232	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	3	第95条第3項	『「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害』に、地上システムの出来形分の製造費用及び金融費用は含まれますでしょうか。	合理的な増加費用と発注者が認める範囲において、含まれます。
233	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	3	第95条第3項, 第96条第3項, 第98条第3項, 第99条第3項	これらの条項に定める増加費用には、地上システム（又はその出来形）の買取が行われない場合において、その撤去等に要する一切の費用が含まれることをご確認いただけますでしょうか。	ご質問の各項に規定したとおり、合理的な増加費用及び損害と認められるものについて負担します。
234	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	3	第95条第3項, 第98条第3項	これらの条項に定める損害には逸失利益を含まないと記載されていますが、発注者帰責又は発注者都合の解除ですので、合理的な逸失利益については相当因果関係の範囲内で含まれるものとしていただきますようお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
235	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	11	第96条第1項第一号	『「発注者」は、「地上システム」の出来形部分を買取る義務を負わない。』とありますがこの場合、サービス対価の施設・設備整備費のうち地上システムの開発・整備等に要する費用を金融機関から資金調達を行うことが困難になり、地上システムの整備に悪影響が発生します。 契約解除事由が法令の変更等又は不可抗力の場合は、「発注者」は「地上システム」の出来形部分を買取って頂けないでしょうか。	第一号に規定したとおり、発注者は買取る義務を負いません。一方で、これにより事業者が増加費用及び損害が発生した場合は、第3項に基づき発注者と事業者で分担するものとします。
236	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	12	第96条第1項	発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の効力において、 一「発注者」は、「地上システム」の出来高部分を買取る義務を負わない。 二「発注者」は、任意の裁量により、・・・それぞれ取得できる。 と記載がありますが、発注者の任意又は発注者の帰責事由による契約解除の場合は、出来形部分並びに関連する設計の成果検査に合格した部分のうち、「発注者」が利用可能と認める部分については買取を頂くことを前提とすることのご検討をお願い致します。具体的には一号を削除し、二号については「任意の裁量により」を削除した上で「取得しなければならない」に変更願えますでしょうか。 買取義務がない場合、事業リスクが大きくなり、民間事業者で負担できない可能性があります。	No. 235をご参照ください。
237	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	12	第96条第1項第二号	「任意の裁量により」は「任意の裁量により」の誤植ではないでしょうか。	ご指摘のとおり誤植ですので、修正します。
238	(資料-1) 事業契約書 (案)	42	18	第96条第1項第二号	『(ii)の場合、当該買取に係る「地上システム」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「発注者」の負担とする。』を追加していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。第3項に基づき、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されます。
239	(資料-1) 事業契約書 (案)	43	22	第96条第3項	『「事業者」に発生する合理的な増加費用及び損害』に、地上システムの出来形分の製造費用及び金融費用は含まれますでしょうか。	合理的な増加費用と発注者が認める範囲において、含まれます。
240	(資料-1) 事業契約書 (案)	44	22	第97条第2項, 第98条第2項, 第99条第2項	サービス開始日後の一部解除の場合においても、開始前の一部解除の場合と同様に、解約部分のみに係る部分を発注者が買い取る余地を規定いただけませんか。	原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
241	(資料-1) 事業契約書 (案)	44	34	第97条第3項	本項で規定されている違約金は、以下①～④の合計との理解で良いでしょうか。 ①「契約解除通知日」が属する「事業年度」の「維持管理費」の解約部分相当額 ②「契約解除通知日」が属する「事業年度」の「運営費」の解約部分相当額 ③「契約解除通知日」が属する「事業年度」の各「本事業衛星」に共通する「維持管理費」の20%相当額 ④「契約解除通知日」が属する「事業年度」の各「本事業衛星」に共通する「運営費」の20%相当額	「運営費」は「運用費」と考えます。その他は、ご理解のとおりです。
242	(資料-1) 事業契約書 (案)	46	16	第99条第1項第一号	『(ii)の場合、当該買取に係る「地上システム」の原状回復費用、撤去費用、運搬費用及び設置費用その他「発注者」の指定する場所への移設に要する一切の費用は「発注者」の負担とする。』を追加していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。第3項に基づき、第34条第4項又は第35条第4項がそれぞれ適用されます。
243	(資料-1) 事業契約書 (案)	47	19	第101条	本条に基づく地上システムの所有権の移転について、無償あるいは具体的な譲渡の条件について、国の想定を教えてくださいいただけますでしょうか。	所有権移転の要否も含め、使用方法等については発注者と事業者が協議のうえ、定めるものとします。
244	(資料-1) 事業契約書 (案)	47	29	第101条第3項	「第94条乃至第99条又は本条により」とありますが、本事業はB00方式と認識しております。契約解除されず、事業期間満了を迎えた場合、発注者と協議の結果、所有権を譲渡するという事もありうるという事でしょうか？ その場合に、所有権譲渡にかかる費用はどのような取扱いになるかについて、ご教示願います。	本条第1項に規定したとおり、発注者又は発注者が別途指定する者が本契約終了後に地上システムの使用を希望する場合があります。 発注者と事業者の協議の結果、所有権を移転することになった場合の手続きの費用については、第2項に基づき、事業者の負担となります。
245	(資料-1) 事業契約書 (案)	47	29	第101条第3項	「所有権を取得した日」とありますが、第105条に定められている仮登記が完了した日となるのでしょうか？ 具体的な日付について、ご教示願います。	仮登記ではなく、実際に所有権の移転が行われた日を指します。
246	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	19	第104条第3項	「設計図書」等の書類を保有及び使用する一切の権利には著作権等が含まれると存じますが、そうした「事業者」が有している権利を「発注者」に帰属させるとしましても、「発注者」が無償でそれを求めるようなことは法律上も問題があると存じますので、そのようなご要求はされないと理解して宜しいでしょうか。	No. 51をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
247	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	19	第104条第3項	「設計図書」等の中には、第三者が著作権等を有し許諾を得て利用しているものがあつたり、「事業者」に著作権等が留保されないと事業継続に支障を来たすものもあり得ますので、すべての権利の移転をご要求されているわけではなく、一般の商慣習等を考慮し合理的な範囲に限られると理解して宜しいでしょうか。	No. 52をご参照ください。
248	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	19	第104条第3項	「設計図書」等の書類には、「事業者」の営業秘密や「事業者」が許諾を獲て第三者から受け取った営業秘密も含まれ得ますので、「発注者」に著作権等を帰属させた書類があつたとしてもそこにそうした秘密の情報が含まれている場合は、「事業者」等が不測の損害を被らないように、「発注者」は「事業者」の承諾なく第三者へ開示するようなことはないかと理解して宜しいでしょうか。	No. 53をご参照ください。
249	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	19	第104条第3項	設計図書その他の書類に第三者の権利が含まれる場合には、第三者の権利に関しては、本項の義務は商業的に合理的な努力義務にとどめていただきますようお願いできますでしょうか。	No. 52をご参照ください。
250	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	24	第104条第4項	知的財産権を実施することができる権利自体も注文品とは別の財産ですので、「発注者」にその権利を許諾するとしましても、「発注者」が無償かつ無期限でそれを求めるようなことは法律上も問題があると存じますので、そのようなご要求はされないはずであると理解して宜しいでしょうか。	No. 51をご参照ください。
251	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	24	第104条第4項	第三者が知的財産権等を有し許諾を得て利用しているものの中には再実施許諾を認めないものも（市販ソフト等）あり得ますので、すべての権利についての許諾をご要求されているわけではなく、一般の商慣習等を考慮し合理的な範囲に限られると理解して宜しいでしょうか。	No. 52をご参照ください。
252	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	24	第104条第4項	「事業者」の営業秘密や「事業者」が許諾を獲て第三者から受け取った営業秘密も含まれ得ますので、「発注者」に知的財産権等の実施を許諾したとしてもそこにそうした秘密の情報が含まれている場合は、「事業者」等が不測の損害を被らないように、「発注者」は「事業者」の承諾なく第三者へ開示するようなことはないかと理解して宜しいでしょうか。	No. 53をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
253	(資料-1) 事業契約書 (案)	48	24	第104条第4項	「無償かつ無期限に実施許諾を行う」というのは対応できませんので、「合理的な条件で可能な限り使用許諾を行う」という対応とさせていただきますでしょうか。	本項に定めるとおり、法制度上困難な場合を除いておりますので、原案のとおりとします。
254	(資料-1) 事業契約書 (案)	49	2	第106条	第101条に基づく譲渡が無償譲渡である場合には、事業者は本条の瑕疵担保責任を負わないものとしていただけませんか。	施設・設備整備費の支払の対象となった施設・設備等については、本条に規定する瑕疵担保責任を負うものとします。
255	(資料-1) 事業契約書 (案)	49		第106条第1項	瑕疵とは要求水準・事業計画等に合致しないことをいう理解でよろしいでしょうか。	要求水準・事業計画書等に限らず、システムとして明らかに不具合が認められる場合等、一般的な瑕疵も含みます。
256	(資料-1) 事業契約書 (案)	51	10	附則 第1条第1項, 第2項	本事業に融資する金融機関のための担保権の設定及び当該担保権の実行に基づく株式の移転については、これらの条項において必要とされる承諾を、発注者は不合理に拒絶、留保又は遅延しないことを明記していただけますでしょうか。	原案のとおりとします。発注者が必要と認めた場合は、附則第2条に基づく融資団との協議において定めます。
257	(資料-1) 事業契約書 (案)	51	16	附則 第2条	発注者と融資団との協議の結果、第1号乃至第4号の一部について合意事項が成立しない場合もあり得るという理解でよろしいでしょうか。	第一号乃至第四号の事項等をすべて定めるか否かは、当該融資団との協議の結果によります。
258	(資料-1) 事業契約書 (案)	55	4	別紙3 15	「衛星システム」に「後継機衛星」を含むとありますが、これは明らかに誤記ではないでしょうか。「業務要求水準書では、「衛星システム」には「後継機衛星」は含んでおりませんし、当該PFI事業締結時点で、「後継機衛星」は確定していないと思われます。	業務要求水準書(資料-2) 6.8.2.3項において、「いずれの衛星の代替運用にも対応し、4機体制を適切に維持すること」と定めており、誤記ではありません。
259	(資料-1) 事業契約書 (案)	56	17	別紙3 36	後継衛星が打ち上げられる場合には、元の衛星は必ず軌道外投棄等され、事業者が後継衛星と元の衛星を併存的に運用しなければならない事態とはならないことをご確認いただけますでしょうか。	4機体制の維持等を考慮するならば、初期開発・整備事業衛星とこれに係る後継衛星が同時期に存在することはあり得ます。
260	(資料-1) 事業契約書 (案)	56	19	別紙3 37	構成員の定義につき、「「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受託又は請け負うとともに～」と記載があり、斯かる「各業務」の定義については、「開発・整備業務」、「維持管理業務」、「運用業務」の3つが記載されております。一方、平成24年10月31日付本事業の実施方針回答8頁、上から3段目、質問No39に対する回答において、SPC事務管理や資金調達におけるFA業務を行う企業も構成員になることができるとされております。この点、当該SPC事務管理や資金調達におけるFA業務については、上記「各業務」に含めることができるとの理解で宜しいでしょうか。	SPCの事務管理業務やFA業務は「各業務」には含まれませんが、平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針」に関する質問に対する回答No. 39で回答したとおり、これらを担当する企業を「構成員」とすることは差し支えありません。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
261	(資料-1) 事業契約書 (案)	57	5	別紙3 45	事業計画書に含まれる「内容を明確化するために、・・・確認した事項」は、書面によって確認したものに限られる（つまり、第6条第1項但書は適用されない）ことを明示していただけますでしょうか。	ご質問の箇所に規定したとおり、本契約の締結までに事業者へ提出を求めた資料その他の情報を含みます。なお、第6条は本契約締結後の規定であり、事業計画書の定義とは関係ありません。
262	(資料-1) 事業契約書 (案)	58	23	別紙3 65	審査会は発注者の機関という理解でよろしいでしょうか？また、どのようなメンバーによって構成されることになるのでしょうか。	審査会の実施については、業務要求水準書（資料-2）6.4.4項及び6.6.4項をご参照ください。審査会は、SPCが開発・整備業務担当企業に開催を要求するものです。審査会の実施の詳細については、事業者の提案によります。
263	(資料-1) 事業契約書 (案)	61	4	別紙4	「本衛星製造業者」の提案とありますが、この日付はいつ決まるのでしょうか（事業契約の締結日までには決まるのでしょうか）。	事業契約の締結までに、可能な限り定めます。
264	(資料-1) 事業契約書 (案)	61	4	別紙4	「事業者」が提案するスケジュールは、「本衛星製造業者」の日付を想定して提案するということでしょうか。	スケジュールに関する提案の条件は、様式集及び記載要領（資料-3）に規定したとおりであり、衛星システム側は想定で差支えありません。また、「準天頂衛星システムの衛星開発等事業」の調達に係る手続きにおいて別途示す資料を参考にしてください。
265	(資料-1) 事業契約書 (案)	65	1	別紙8	衛星打上業者との間において同様の協定書を締結する必要があるのではと考えておりますので、衛星製造業者とのみかかる協定書を締結することとされている理由につきご教示いただけますか。	本衛星打上業者との協定については、ロケットの調達時に必要に応じて検討します。
266	(資料-1) 事業契約書 (案)	65	1	別紙8	発注者から提示される協定書の具体的な文言について、発注者、本衛星製造事業者及び事業者で内容を協議・修正する機会は与えられるという理解でよろしいでしょうか。	本件協定書の締結にあたり必要な調整を行います。
267	(資料-1) 事業契約書 (案)	65	1	別紙8	本紙の末尾に「ただし、本件協定書の定めにかかわらず、事業者は本契約に定められたものを超える責任を負うことはないものとする。」と追記いただけますでしょうか？事業者としては、本事業について本契約の範囲内での責任を負うことを予定しております。本衛星製造業者と協定書を締結するとしても、本契約の範囲を超えた責任を負うことは想定しておりません。	原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
268	(資料-1) 事業契約書 (案)	65	26	別紙8 2. (4)	衛星の製造や打ち上げに関して生じた事象については、本事業との関係においてはすべて発注者の責めに帰すべき事由と整理していただきたい旨別途コメントしております。また、第6条第9項では、発注者が本衛星製造業者又は本衛星打上業者に対して支払義務を負担する費用等も増加費用に含まれるものとされています。かかる前提のもとで、本衛星製造業者の帰責事由により事業者が生じる損害及び増加費用、また、事業者の帰責事由により本衛星製造業者が生じる損害及び増加費用は、すべて発注者を通じて処理されることが想定されておりますので、本衛星製造業者と事業者との間で直接やり取りすべしとの規定はこれと整合しないと思います。本号は削除をお願いしますでしょうか。	「可能な限り」としており、原案のとおりとします。
269	(資料-1) 事業契約書 (案)	65	28	別紙8 2. (4)	”「事業者」又は「本衛星製造業者」に増加費用又は損害が発生した場合、その補償等については、可能な限り、両者の間で直接調整及び支払いを行うこと。”とありますが、「事業者」と「本衛星製造業者」との間には直接の契約がなく、直接の支払い行為は行えないと考えますので、”「事業者」又は「本衛星製造業者」に増加費用又は損害が発生した場合、その補償等については、「発注者」も交えて調整すること。”と修文いただきたいのですが、いかがでしょうか。	「事業者」と「本衛星製造業者」との間に直接の契約関係がないために、本件協定書を締結するものであり、原案のとおりとします。
270	(資料-1) 事業契約書 (案)	65	32	別紙8 3	”「事業者」及び「本衛星製造業者」は、協力してその原因を究明すること”とありますが、「事業期間中」は「本衛星製造業者」から「事業者」に対し、不具合原因の究明を含む、不具合後の対応（手順書の改訂等）、及び不具合に至らないまでも、その前兆と考えられる事象についての解析については、無償で提供されるという理解でよろしいでしょうか。	最終的な合意内容によりますが、本衛星製造業者から無償で協力を受ける場合は、事業者もまた、本衛星製造業者に無償で協力していただくことになる可能性もあると考えます。
271	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	1	別紙9	ロケット・衛星の設計あるいは製造に起因する瑕疵・不具合は、『その他の人為的事象』であり、『「発注者」及び「事業者」のいずれにもその責を帰すことが出来ない事由』に該当すると考えられるため、『不可抗力』にあてはまると理解してよろしいでしょうか。	本衛星製造業者及び本衛星打上業者の責めに帰すべき事由の扱いについては、第29条第4項をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
272	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	10	別紙9 1. (1)	不可抗力における天災とは、「発注者」の想定を超える自然災害と定義されていますが、「発注者」の想定がどのレベルの災害であるかが示されていない為、事業者側のリスクが評価できません。民間事業者は、企画提案書において提案し、国に認められた内容を「発注者」の想定とすると共に、業務要求水準6.8.1_基本運用要求に規定の事業継続計画 (BCP) も企画提案書において提案した内容に基づき作成するという理解でよろしいでしょうか。	地上システムの構成及び配置によるため、発注者の想定について、あらかじめ具体的に示すことはできません。企画提案書において、事業者として想定する自然災害レベルについて、妥当性と根拠を示すとともに、それらの災害に対する個別具体的な対応策をご提案ください。
273	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	10	別紙9 1. (1)	「発注者の想定を超える」自然災害とありますが、主観的な基準となりますし、柱書の「経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見し得ず、・・・一切の事由」という部分とも整合しませんので、当該部分は削除いただきますようお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。なお、No. 272をご参照ください。
274	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	13	別紙9 1. (1)	「設計基準等が事前に定められたもの」には、企画提案書や事業継続計画 (BCP) における設計基準等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	発注者が承認した設計図書等で設定された基準を想定しています。
275	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	19	別紙9	航空機の落下及び衝突が不可抗力として規定されていますが、SBAS提案を行った場合、仮にSPCが整備したSBAS設備の整備や運用に起因して航空機の墜落に繋がった場合でも、不可抗力として扱われるという理解で正しいでしょうか。	第1項に掲げる事象は本事業と因果関係がないものを想定しており、ここでいう航空機の落下及び衝突についても、本事業と因果関係がないことを前提としています。
276	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	38	別紙9 3	不可抗力による損害については、事業者が不可抗力により受領した保険金額を控除した残額に対して施設・設備整備費の1%、年間維持管理・運用費の1%までが事業者負担と理解しております。事業者は不可抗力等の損害を対象とする保険以外に、事業者負担1%相当部分のみを対象とした特殊な保険でカバーをすることも検討しております。このような保険での保険金は、不可抗力により受領した保険金に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No. 484で回答したとおり、施設・設備整備費及び年間維持管理費・運用費の1%相当額までを事業者負担としている理由は、不可抗力等による損害を最小限にとどめる経済的動機付けを事業者に与えるためです。そのため、ご質問のような特殊な保険による保険金を例外として取り扱うかどうかは、事業者としての不可抗力への対策が十分に講じられていると発注者が認める場合に限ると考えます。
277	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	40	別紙9 3. (1), (2)	「数次にわたる」とは具体的にはどのような場合でしょうか。	(1)については、開発・整備期間中に、複数回数の不可抗力が発生した場合を指します。(2)については、各事業年度に、複数回数の不可抗力が発生した場合を指します。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
278	(資料-1) 事業契約書 (案)	66	41	別紙9 3. (1). ①	『「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。以下、同じ。）』とあり、一方で『「施設・設備整備費」（「割賦手数料」を除く。）の1%相当額に至るまでは「事業者」がこれを負担し、当該1%を超える額については「発注者」が全額負担する。』とあります。 この場合、保険金を受領しようとしまいと「事業者」が負担する金額は変わらないとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による追加費用及び損害額と付保した保険の支払上限額との関係によると考えます。不可抗力により生じた追加費用及び損害額が、保険の支払上限額を下回る場合は、全額が保険でカバーされると考えますので、事業者の負担は発生しないとの理解です。保険を付保しない場合は、当該追加費用及び損害額のうち「施設・設備整備費」の1%相当額に至るまでは、事業者が負担することになります。上記のような場合には、事業者にとっても、不可抗力に対する保険を付保することは有益であると考えます。
279	(資料-1) 事業契約書 (案)	67	11	別紙9 3. (2). ②	本規定に定める追加費用及び損害額の累計額は事業年度単位で計算されることをご確認いただけますでしょうか。	①に規定したとおり、当該事業年度における維持管理費及び運用費並びにその他の費用について、累計額を算出します。
280	(資料-1) 事業契約書 (案)	68	23	別紙10 第2条第2項	本項所定の損害及び増加費用を保証人が負担したとしても、本事業について発生した損害及び増加費用である以上は、立替払いとなり、事業者に対して求償権が発生することは避けられない場合があるように思われます。かかる場合においては、事業者はかかる求償権を直ちに放棄する必要はなく、例えば、事業期間中、かかる求償権の支払順位が、発注者の事業者に対する債権（及び融資団に対する債務）に劣後することを規定しておけば足りることをご確認いただけますでしょうか。	例えば、事業期間が終了するまで求償権を行使・処分せず、かつ、発注者の債権に劣後する旨の内容が合意されている等の対応が考えられますが、具体的な内容については協議により定めるものとします。
281	(資料-1) 事業契約書 (案)	68	23	別紙10 第2条第2項	本事業場所の使用権原の確保に支障を来したことの原因が、発注者の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令の変更等の場合には、保証人が責任を負担する理由はないことから、本項の適用範囲から上記の場合を除くよう修正をお願いできますでしょうか。	原案のとおりとします。
282	(資料-1) 事業契約書 (案)	68	33	別紙10 第3条第2項	平成24年10月31日付け、実施方針に関する質問回答、番号8のとおり、本保証書の有効期間は、平成45年3月31日までであることを明示的に規定いただけますでしょうか。	別紙3における事業期間の定義上明らかであり、原案のとおりとします。
283	(資料-1) 事業契約書 (案)	72	16	別紙12 第5条第3項	違約金は損害賠償額の予定とし、実損害との差額についてご請求はご容赦いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
284	(資料-1) 事業契約書 (案)	72	16	別紙12 第5条第3項	本条項記載の「代金」とは、契約金額との理解でよろしいでしょうか。	契約代金額を指します。
285	(資料-1) 事業契約書 (案)	72	22	別紙12 第6条	本契約の目的に照らし、本条の義務を負担する場合は、反社会的勢力からの不当介入が本事業の遂行に影響を及ぼす場合に限定いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
286	(資料-1) 事業契約書 (案)	N/A	N/A	全体	本契約において、発注者が増加費用を負担する場面においては「合理的な」増加費用と規定されているのに対して、事業者が増加費用を負担する場面においては「合理的な」と記載せずに、単に「増加費用」と記載されています(例えば、36条、79条など)。事業者が増加費用を負担する場面においても、不合理な増加費用を負担する理由はありませんし、公平なリスク分担の観点からも、事象に加えて負担すべき増加費用の範囲に差異を設けることに合理的な説明はつかないと思いますので、双方の場合に「合理的な」を追加記載お願いできますでしょうか。	本契約上は、事業者が生じた増加費用を発注者がどう負担するかの問題設定であり、事業者が負担する場合は全額が対象になります。発注者が負担する場合は、事業者が生じた増加費用のうち合理的な分までは負担するという趣旨です。
287	(資料-2) 業務要求水準書	1	14	1	「本業務要求水準書における「TBD」の事項について、個々の規定がない場合は、SPC が実施する総合システム設計で定めるものとし、その結果を国が承認した時点で有効になるものとする。」とありますが、結果を国が承認した時点で有効になるということは、当該時点で要求水準が決定されるということでしょうか。当該時点が事業契約締結後の場合、サービス対価が提案金額を超える可能性があり、その際は総合システム設計又は事業契約書の修正につき協議する必要があるかと思われませんが、いかがでしょうか。	総合システムの設計はSPCの役割であり、総合システム設計は契約金額を超えないよう業務要求水準書における「TBD」事項をSPCが確定していくことを想定しています。
288	(資料-2) 業務要求水準書	1	17	1	ここで規定する業務要求水準の規定変更による事業費用の増加は、国帰責事由であり、国により負担されるという理解で正しいでしょうか。	業務要求水準の変更によるサービス対価の見直しは国との協議により定めるものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
289	(資料-2) 業務要求水準書	5	1	3.3	<p>本質問は以下の文書、項番に共通です。 ●業務要求水準書 5頁1行目 3_3 ●業務要求水準書 47頁1行目 6_2</p> <p>【総合システム設計に関する官民役割】 総合システム設計は以下の理由により、本来全体システムの開発・整備・運用を推進する内閣府の帰責によるべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●官民リスク分担の観点で民側リスク過多である。 (官民リスク分担の観点) <ul style="list-style-type: none"> ・官直契約による衛星システムに対して契約関係のないPFIで仕様・設計管理をするのは困難 ・総合システム設計結果に基づく衛星システム設計の成立性に問題が発生した場合の設計瑕疵責任の所在の明確化が困難 ・仕様変更が必要となった場合に、PFI側では可否判断能力、根拠を持たない ●システム最適の提案は衛星システム側所掌でないと困難である。(衛星設計の特殊性の観点) <p>具体例で示すならば、総合システム設計結果に基づく仕様値や誤差配分に基づいて、衛星システム受託者が衛星整備を実施し、軌道上で性能未達となるリスクを想定した場合に、①総合システム設計瑕疵、②官直衛星側設計瑕疵、③インタフェース齟齬、④要求仕様不確定性に伴う齟齬、⑤その他(自然現象等)などが考えられます。④の事例としては、例えばメッセージ通信サービスの周波数帯が未決定で、衛星搭載アンテナのサイズや駆動要否など不確定性がある実状に対して、設計完了した段階の衛星諸元では蓄積角運動量が増えて測位性能やアベイラビリティが劣化するような場合です。衛星システム設計と総合システム設計で齟齬を内在していても、顕在化が極めて難しいといえます。</p> <p>このような状況下で、総合システム設計責がPFI側に課せられると、結果として性能未達が発生しても、主たる原因がPFI側責と言い切れない、ないしは立場に応じて主張が異なる状況に陥ることが容易に想定され、総合システム設計の帰責がPFIに負わされるのは過大な要求と考えております。このため「総合システム設計は『国の役割』」とし、PFIの業務要求水準書では「総合システム設計支援」とすることを再度検討頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。 あわせて、No. 290をご参照ください。</p>

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
290	(資料-2) 業務要求水準書	5	1	3.3	<p>総合システム設計責がPFI側に課せられ、帰責不明のリスクを負う場合に、以下の配慮が必要ではないでしょうか。</p> <p>【承認に伴う国の帰責】 総合システム設計の結果について「国が承認し、承認行為をもって国が相応の責任を負う」旨追記頂く。</p> <p>【仕組み】 SPCと衛星契約書との間には直接的な契約関係もないため、国-衛星側-SPC が円滑に事業運営できるよう、国のリーダーシップの下に「共同技術ボード」等の仕組み作りを実施頂く。</p> <p>【対価支払における減額の扱い】 設計瑕疵に伴う性能未達や不具合が発生した場合に、帰責不明となるリスクがあることから、「官側から明確な根拠説明がない限りPFI側設計瑕疵を理由に減額しない」ことを要望致します。また融資再組成等の副次的な増額コストが発生しないよう官民協力して対策を講じる。</p> <p>上記の主旨でパブリックコメントで意見書として提出いたしましたが、一切認めないという意図でしょうか、それとも今後の調整余地を残していると解釈できるのでしょうか？民側責任が重すぎる場合、事業提案できない可能性が高くなるため、再考頂きたくお願い致します。</p>	<p>原案のとおりとします。 「承認」の位置付けについては、No. 46をご参照ください。 ご提案の仕組みについては、国、SPC及び衛星製造事業者の三者の協議の枠組みでの対応を検討します。 サービス対価支払における減額の扱いについては、業績等の監視及び改善要求措置要領（資料-7）をご参照ください。</p>
291	(資料-2) 業務要求水準書	5	17	3.3.1.⑨	<p>SPCの役割として「その他本事業の実施に必要な業務」とありますが、抽象的であり範囲が特定出来ません。よって「その他、SPCの分担として本業務要求水準書に記載された業務」と書くべきと考えますがいかがでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
292	(資料-2) 業務要求水準書	5	18	3.3.2	<p>外部システムとして想定される機関が国の機関である点を鑑みると、国の機関と民間事業者であるSPCが直接調整するのではなく、国の役割として定義すべきと考えますが、いかがでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
293	(資料-2) 業務要求水準書	6	4	4	<p>「本章で規定する要求性能は特に注記がない限り、6ヶ月間の平均値として定義する」とありますが、6ヶ月間というのは対価支払いの「半期」と同一の期間を意味するのでしょうか。それとも、ある起点日からその6ヶ月前までの期間を指すのでしょうか。</p>	<p>連続する6ヶ月を前提としていますが、評価項目に応じて適切な期間となるよう調整することを考えています。</p>

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
294	(資料-2) 業務要求水準書	6	4	4	<p>「本章で規定する要求性能は特に注記がない限り、6ヶ月間の平均値として定義する」とあります。アベイラビリティ要求では、以下の理由でミッション期間の平均値とすることが適切と考えます。ご見解をお聞かせください。</p> <p>①衛星1機ごとのアベイラビリティでは、軌道制御間隔が性能を左右するファクタとなりますが、軌道摂動により軌道制御間隔が短い期間と長い期間があります。そのためみちびきではミッション期間における平均値で評価しておりました。6ヶ月平均で考えると、要求値を満足しない期間が発生する可能性があります。</p> <p>②高仰角アベイラビリティでは、軌道プロファイルが性能を左右するファクタとなります。軌道摂動により軌道傾斜角がミッション期間中変動します。高仰角に厳しい日本北東端では、軌道傾斜角が大きいときに仰角特性がよく、軌道傾斜角が小さくなると仰角特性が悪くなる傾向があります。6ヶ月平均で考えると、要求値を満足しない期間が発生する可能性があります。</p>	<p>“ミッション期間”は業績を監視する期間として不適切です。15年のサービス期間中で要求水準達成が特に難しい期間があることがわかっている場合は、サービス開始までに国と協議するものとしします。</p>
295	(資料-2) 業務要求水準書	6	15	4.1.2	<p>アジア太平洋地域は広い概念です。サービス範囲として、「日本全土および東アジア、オセアニア地域を主要なサービス範囲とする」との理解でよいでしょうか。</p>	<p>平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No.115で回答済みです。原案のとおり、アジア太平洋地域とします。</p>
296	(資料-2) 業務要求水準書	6	19	4.1.3	<p>目標精度が定義されていますが、要求精度としては「2_6m以下(95%)」と明記されておりますので、SPCとしては、「要求精度」が測位補完サービスとしての必達レベルの精度であり、「目標精度」は、日々の運用業務において、その精度を目指して努力していく目標値と理解しておりますが、その理解で問題ありませんでしょうか。</p>	<p>平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No.117をご参照ください。</p> <p>「目標精度」とは、日々の運用業務における努力目標ではなく、サービス期間において達成する目標です。</p>
297	(資料-2) 業務要求水準書	6	28	4.1.4	<p>「健康な状態」とは、衛星が要求仕様及び総合システムの設計配分値を満足している状態という意味でしょうか。</p>	<p>「健康な状態」とは、衛星からの各信号が正常に使用できる状態という意味です。</p>

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
298	(資料-2) 業務要求水準書	7	8	4.1.4.(3)	<p>新たに※印として追記されました、高仰角のコンステレーションアベイラビリティが要求されるサービス範囲に関して、提示された2地点のうち上段の地点にて高仰角アベイラビリティを満足するためには、準天頂軌道衛星3機全ての軌道傾斜角を高め保持することが必須です。そのため、衛星側はミッション期間中に複数回の軌道面外制御が必要となり、搭載不可能な推薬量が必要となると懸念しています。</p> <p>すなわち、高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティ、軌道制御に必要な推薬量、サービス範囲はトレードオフのパラメータであり、システム設計の結果、それらをすべて満足する解が得られないことが考えられます。その場合、例えば高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティの要求値を緩和するような調整は可能でしょうか。</p> <p>【参考情報】 尚、「みちびき」を含む準天頂軌道衛星3機全ての中心経度として「みちびき」でのノミナルである東経135°を前提とした場合、それら3機の準天頂軌道衛星の軌道傾斜角は43°以上に保持する必要があります。一方、「5.1.3軌道位置 昇交点赤経(Ω)」について、準天頂軌道に新たに配備する2機に対して「みちびき」の$\Omega \pm 135$度が要求ですが、$\Omega + 135$°の軌道は軌道傾斜角が摂動力によって経年とともに15年間でおよそ10°減少する軌道であり、軌道傾斜角範囲の上限である47°に投入した場合においても、ミッション期間中に複数回面外制御をする必要があり、その推薬量は衛星側に搭載することが不可能な規模と推定しております。また、「みちびき」について、軌道傾斜角は2012年12月現在で40.6°であり、この「みちびき」の軌道面は軌道傾斜角が今後増大する軌道面ではありませんが、上述の43°以上となるのは10年以上経過後(2022年以降)との解析結果です。従って、2018年度のサービスインのためには、現在は計画を予定しない面外制御が必要となります。このように、衛星の推薬量、あるいは軌道制御の頻度増加によるアベイラビリティの悪化を懸念しています。</p>	サービス期間内に行う軌道面外制御については、衛星の推薬搭載能力から、現時点で不可能とは考えておりません。なお、総合システム設計においては、高仰角のコンステレーションサービスアベイラビリティ等の要求を満足するために、衛星軌道位置や衛星搭載推薬量等のパラメータを決定していくものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
299	(資料-2) 業務要求水準書	7	20	4.1.5	「ユーザにそのことが48時間前に通知されている時間帯は、継続性の算出におけるサービスの中断から除外する」とあります。48時間前というのは、軌道制御など計画されたサービスの中断を想定された通知期限だと理解いたします。デブリ回避運用などは、48時間前に判断が求められると安全側の選択となり、継続性を満足する代償としてアベイラビリティの低下を招く懸念があります。このため、デブリ回避運用時は24時間前としていただきたいと考えます。見解をお聞かせ下さい。	原案のとおりとします。
300	(資料-2) 業務要求水準書	10	10	4.2.2	開発、整備当初とありますが、開発、整備期間はサービスの提供は始まっていないため、運用当初の誤記でしょうか。	「開発、整備当初」とは「開発、整備段階の当初から設計上考慮するサービス範囲」という意味です。
301	(資料-2) 業務要求水準書	12	20	4.2.9	本節のメッセージフォーマットとして、適用文書(4)が呼ばれておりますが、「2.1 適用文書」の本文に「業務要求水準書において引用される範囲で、」とありますので、適用文書(4)は、あくまでメッセージフォーマットの部分のみが適用であり、適用文書のメッセージフォーマット以外の部分は、今回の要求水準とは全く関係無いと理解してよろしいでしょうか。	ここで呼んでいる適用文書(4)は、あくまでメッセージフォーマットの部分のみの適用です。
302	(資料-2) 業務要求水準書	14	19	4.3.3	「ただし、活発な電離層活動の影響を受ける一部の地域については、国と協議の上、別途、要求精度を設定することができる。」とありますが、 1_電離層が測位精度へ影響を与える要因は、その絶対値だけでなく、その局所的な変動成分によるものが大きい。電離層活動に関しては、地域的なものではなく、その分布の時間的・空間的な変動によるもので、全国的に影響を及ぼすものである。 2_特定地域で精度制限が設定されることになると、その地域でのセンチメートル級の利用ができないことになり、一部の地域の利便性を損なうことは避けるべきである。 上記理由から「ただし、電離層が活発な時間帯及び日を除く。」という表現が適切と考えますが、如何でしょうか？	原案のとおりとします。なお、一部の地域について別途設定する精度要求を、ご質問にあるような時間帯等を組み合わせたものとする事は可能と考えます。
303	(資料-2) 業務要求水準書	14	21	4.3.3	「また、適用文書(6)におけるネットワーク型RTK法に準ずる利用方法で、・・・」と記載されていますが、適用文書(6)には準天頂利用の公共測量の記載はありません。センチメートル級利用拡大活動の一環で準天頂利用のマニュアル整備を進める、という理解で正しいですか？また、その推進主体はSPCではなく、国側の責務と考えて宜しいですか？	適用文書(6)からは精度と利用方法を呼び出しており、マニュアル整備とは無関係です。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
304	(資料-2) 業務要求水準書	14	21	4.3.3	”4_3_1 補強対象”の記載では、2周波搬送波測位のみを対象としています。ところが、適用文書(6)記載の公共測量では、低コストの1周波搬送波受信機への要求*も大きい。 *: 矢萩、他、”準天頂衛星からの高精度測位補正情報による精密測量の技術実験について”、第54回宇宙科学技術連合講演会、3D06、Nov_2010 公共測量分野では事前に衛星配置、環境条件を吟味しての測位となるため、精度要求のみの適用を規定しては如何ですか?例:「以下のすべての仕様に関しては、2周波搬送波測位を前提とするが、精度に関しては、1周波搬送波測位も可能とし、精度は同等とする。」	原案のとおりとします。業務要求水準書には最低限の利用方法を記載しており、それ以外の利用方法については、ご提案ください。
305	(資料-2) 業務要求水準書	15	11	4.3.6	警報を発しない確率のみが記載され、警報限界は国と協議となっています。インテグリティはユーザ側のGPS環境(オープンスカイ等)や警報限界とセットになって決まるものですので、これらの制約を勘案した具体的な提案に基づいて国と協議するという理解で正しいですか?	警報限界は建設分野や農業分野等の利用形態ごとに決められることが適切であることから「国との協議の上決定する」としています。
306	(資料-2) 業務要求水準書	15	15	4.3.6	ユーザ受信機がこの警報を発するまでの時間は、ユーザ受信機の性能に依存します。システム外の装置に依存しない仕様にするため、表現をサブメータ級の仕様に統一すべきであり、「警報時間は、警報を出す必要がある事象が発生した時点から、その警報に関する最初のメッセージの最終ビットがユーザ受信機のアンテナに到達するまでの時間として定義する。」とすべきと考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No.180において回答したとおり、センチメータ級測位補強サービスについては、事業者受信端末の開発を要求していることから、「ユーザ受信機がこの警報を発するまでの時間」を定義しています。
307	(資料-2) 業務要求水準書	16	2	4.4	「ジャミングや偽のGSP信号を送信するスプーフィングを回避することを目的として」とありますが、ジャミングは回避は不可能です。ジャミングについては「低減」という表現にすべきと考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
308	(資料-2) 業務要求水準書	16	14	4.4	「公共専用信号配信サービス用ソフトウェア及び公共専用信号受信機を開発し、無償で提供すること。」とありますが、「公共専用信号受信機」を無償で提供する台数は10台程度と想定しております。ご見解をお聞かせください。	台数等については選定事業者決定後に示します。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
309	(資料-2) 業務要求水準書	17	14	4.5.4	スプーフィングに対する要求は公共専用信号等に必須と認識しております。簡易メッセージ配信サービスにスプーフィング防止が要求される理由を御提示下さい。	簡易メッセージ配信サービスが国民の安全・安心に係るものであることからスプーフィング防止を要求しています。
310	(資料-2) 業務要求水準書	18	2	4.6	ここで規定する大規模災害時とは、いかなる災害においてもというのではなく、提案時に事業者が想定している対災害性の範囲内の災害においてという理解で正しいでしょうか。事業者想定以上のいかなる災害にも対応するシステム構築となると要求達成は事実上不可能になります。	事業者が想定する大規模災害について、妥当性と根拠を示したうえで提案の前提としてください。
311	(資料-2) 業務要求水準書	19	3	4.6.3	「携帯電話等のユーザ端末に送受信可能な機能が搭載されることが望ましいが、そうでない場合でも容易に携帯電話等のユーザ端末に装着可能な付属品によって本機能を実現すること。」とありますが、この理解は「そういう前提でシステム検討を行い提案すること。」という意味であり、「ユーザ端末の開発」を指すものではないとの理解で誤解ありませんでしょうか。	メッセージ通信端末については、事業者が搭載ソフトウェアの開発を要求しています。4.7.3.1項をご参照ください。
312	(資料-2) 業務要求水準書	19	19	4.6.5	ユーザリンク回線、フィーダリンク回線とも使用周波数帯が調整中となっています。メッセージ通信サービスについて企画提案書では現在記載されている内容を前提に記載いたしますが、国による周波数帯の調整結果及び時期によっては、要求内容と提案内容が整合しなくなる可能性があります。その場合でも、前提が変更されている点を鑑みて、欠格とはならないと理解しておりますが、問題ございませんでしょうか。	企画提案の段階では、現在、業務要求水準書に記載されている内容を前提に記載してください。
313	(資料-2) 業務要求水準書	22	11	4.7.4.1	表4.7.4-1において、「精度・アベイラビリティ及びインテグリティ」がいずれも「実証信号のため規定せず」とあります。性能を規定しないということは、特定の規格への適合や認証を前提とした技術実証ではなく広く実証環境をユーザに提供するための設備であるとの理解でよろしいでしょうか。	「精度・アベイラビリティ及びインテグリティ」は、実証目的に合わせて必要に応じ、設定すべきものと考えます。
314	(資料-2) 業務要求水準書	22	11	4.7.4.1	表4.7.4.-1において、静止軌道衛星で提供する信号としてL1SbとL5Sbが定義されていますが、この2波について、追跡管制局からのアップリンク（Ku帯）は同時にアップリンクする必要があるのでしょうか。	静止軌道衛星へ同時にアップリンクする必要があります。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
315	(資料-2) 業務要求水準書	22	31	4.7.4.2	測位技術実証プラットフォームサービスを有償にて提供することができる旨、規定があります。この場合、「サービス対価の算定及び支払方法」の”8 有償サービス等に関わる収入の取り扱い”に本項に対応する規定も追加されるとの認識で宜しいでしょうか。	測位技術実証プラットフォームサービスを有償で提供した場合の収入の取り扱いは、サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）の8項に追記します。
316	(資料-2) 業務要求水準書	23	9	5.1.1	「4機いずれの衛星の代替運用」とは後継機への運用移行ができることを言っていますか？	「4機いずれの衛星の代替運用」は後継衛星への運用移行を想定しています。
317	(資料-2) 業務要求水準書	23	9	5.1.1	「「みちびき」に限らず、4機いずれの衛星の代替運用にも対応し、常に4機構成（準天頂軌道：3機、静止軌道：1機）を維持できるような地上システムとすること。」とありますが、ここの趣意をご教示ください。いずれかの衛星が使用できなくなった場合でも、代替衛星をSPC責で投入し、4機体制を維持すること、という意味でしょうか。	「「みちびき」に限らず、4機いずれの衛星の代替運用にも対応し」とは、いずれかの衛星が使用できなくなった場合は代替衛星を投入し4機体制を維持すること、という意味ですが、代替衛星は国が別途調達する想定です。
318	(資料-2) 業務要求水準書	25	27	5.1.2.3.(2)	「コマンド信号、測位アップロード信号及びテレメトリ信号は、「みちびき」を除いてCDMA方式とすること。」とありますが、一方で表5_1_2-1では、新規開発・整備衛星もコンテンツ時は残留搬送波方式とあります。本文と表で矛盾があると思われます。表の記載が正しいと理解してよろしいでしょうか。	「「みちびき」を除いてCDMA方式とすること。」は定常段階について記述したものであり、コンテンツ時は残留搬送波方式であることは表5.1.2-1記載のとおりです。
319	(資料-2) 業務要求水準書	25	28	5.1.2.3.(2)	「衛星が測位アップロードデータを途切れることなく受信できること。」とありますが、災害時等において、追跡管制局を切り替えるケースでは、一時的にアップロードは途絶えます。当該本文の趣意は、あくまでそういうスタンスで設計することの指示であり、最終的には要求性能（測位精度や、アベイラビリティ）を満足する範囲において、アップロードが一時的に途絶えるのは許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	本記載は、追跡管制局を切り替える際（いわゆるハンドオーバー時）でもデータが途切れることなく衛星に伝送できるような機能の具備を要求しているものです。
320	(資料-2) 業務要求水準書	26	1	5.1.2.3.(2)	表5_1_2-1において、新規開発・整備衛星の周波数帯（C帯、Ku帯）が調整中となっております。この意味は、「周波数帯は確定しているが、その周波数帯のなかで、実際に使用する周波数が調整中である。」との理解でよろしいでしょうか。	周波数については現在調整中であり、事業契約締結後はSPCの支援を受けつつ、国が確定していくものとします。
321	(資料-2) 業務要求水準書	26	1	5.1.2.3.(2)	表5_1_2-1において、新規開発・整備衛星の周波数帯（C帯、Ku帯）が調整中となっております。この周波数は事業契約締結までには確定され、指示されるとの理解で誤解無いでしょうか。なお、本事業に必要な周波数の確保は、国の役割となっておりますので、SPC側は決定した周波数を指示されると理解しております。	No. 320をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
322	(資料-2) 業務要求水準書	27	7	5.1.2.5.(2)	「衛星の稼働率については4章に規定する衛星1機ごとのサービスアベイラビリティを満足させるため、以下を満足するように運用すること。」とあり、アベイラビリティの数値規定があります。この数値には、衛星（または衛星製造事業者）起因による衛星のアベイラビリティの低下要素は含まないとの理解でよろしいでしょうか。言い換えると、「地上システム側としては衛星はアベイラビリティ1_00としたときに運用によるアベイラビリティが数値として定義されている」という理解でよろしいでしょうか。	5.1.2.5項に記述のように、衛星に対しては衛星の稼働率要求を満足させるため、軌道制御及び姿勢制御等による測位補完サービス停止時間や停止頻度を最小とする運用を可能とすることを要求しており、「地上システム側としては衛星はアベイラビリティ1_00としたときに運用によるアベイラビリティが数値として定義されている」ということではありません。
323	(資料-2) 業務要求水準書	27	16	5.1.2.5.(2)	「衛星の上記の稼働率要求を満足させるため、軌道制御及び姿勢制御等による測位補完サービス停止時間や停止頻度を最小とするよう衛星製造事業者は配慮するものとする。」とありますが、この意味を教えてください。衛星製造事業者への要求であれば、本記載への地上システムは対応不要ということでしょうか？それとも記載されている内容を実現するべく、運用を行なうこと、という総合システムへの要求でしょうか。	No. 322をご参照ください。
324	(資料-2) 業務要求水準書	27	24	5.1.3.(1)	「「みちびき」を含む準天頂軌道衛星の3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態において、4.1.4項に示す測位補完サービスの高仰角サービスアベイラビリティで、打上げ後15年以上利用できる配置を維持すること。」とありますが、「3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態において」における正常状態とはどういう状態を示しているのでしょうか？もし、3機のうち1機が、軌道制御時のみならず正常なミッション運用が可能な機能性能を喪失している状態を指しているのであれば、要求される日本及びその近傍の多くの範囲において衛星の可視率が低下するため、高仰角アベイラビリティを満足することは不可能と考えます。	「3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態」とは2機の衛星からの各信号が正常に使用できる状態という意味であり、3機とも「衛星1機ごとのサービスアベイラビリティ」を満足していることが前提です。
325	(資料-2) 業務要求水準書	27	26	5.1.3	「「みちびき」を含む準天頂軌道衛星3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態において、4_1_4項に示す測位補完サービスの高仰角サービスアベイラビリティで」とありますが、4_1_4項では「衛星4機のうち少なくとも3機が健康な状態において」と条件付けされています。5_1_3の規定ですと条件が4_1_4と2重である上に矛盾しています。「「みちびき」を含む準天頂軌道衛星3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態において」を省いて解釈することが適切と考えます。ご見解をお聞かせください。	5.1.3項(1)は準天頂軌道衛星の軌道保持について要求していることから、「「みちびき」を含む準天頂軌道衛星3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態において」としており、測位補完サービスの高仰角のサービスアベイラビリティを定義している4.1.4項と二重ではなく、また「「みちびき」を含む準天頂軌道衛星3機のうち少なくとも2機が正常動作している状態において」高仰角のサービスアベイラビリティを満足できることから矛盾もしていません。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
326	(資料-2) 業務要求水準書	28	4	5.1.3.(1)	2号機/3号機の初期軌道投入において「みちびきの $\Omega \pm 135$ 度に配置・・・7機体制移行時に最大15度の変更制御の可能性がある」と記述されていますが、 $\Omega \pm 135$ 度の場合、2/3号機の Ω 差は90度になります。初期軌道投入で「みちびきの $\Omega \pm 120$ 度」に配置し、7機体制移行時に2/3号機の Ω を15度変更して両者の Ω 差を90度にするのではありませんか？	5.1.3項に示す Ω を初期値として想定していますが、その詳細と制御については、総合システム設計段階で検討していくものとします。
327	(資料-2) 業務要求水準書	28	13	5.1.3.(1)	”高仰角のコンステレーションアベイラビリティが最も高くなる軌道を、総合システム設計において決定すること。”とありますが、アベイラビリティの要求仕様を満足していれば最も高い軌道でなくても良いと考えますがよろしいでしょうか。	本項は、総合システム設計での検討において、アベイラビリティがより高い軌道を選択するという考えを示しています。
328	(資料-2) 業務要求水準書	28	17	5.1.3.(2)	「静止位置：東経90～180度のいずれかの位置（周波数調整により定まる予定）」とありますが、いつごろ決定する予定でしょうか。	軌道位置については現在調整中であり、事業契約締結後はSPCの支援を受けつつ、国が確定していくものとします。
329	(資料-2) 業務要求水準書	28	17	5.1.3.(2)	静止軌道衛星の静止位置は周波数調整により定まる予定とありますが、静止位置については事業契約締結までには確定され、指示されるとの理解で誤解無いでしょうか。なお、周波数調整により定まると記載あり、周波数調整は国の役割と記載されておりますので、静止位置についても、国が決定し指示されると理解しております。	No. 328をご参照ください。
330	(資料-2) 業務要求水準書	29	8	5.3.1.1	「追跡管制局については、日本国内に配置することとし」とありますが、可視性、必要面積の確保、環境性、インフラ、サイトダイバシティの確保、使用権限の確保、等々あらゆる条件を満足する用地が日本国内でどうしても確保できない場合については、海外の用地についても国と調整させて頂くことは可能でしょうか。	海外に追跡管制局を置くことは認められません。
331	(資料-2) 業務要求水準書	30	2	5.3.1.1	図5_3_1-1に地上システム配置例が記載されており、ここでは、1つの追跡管制局の中に複数のアンテナが設置されているイメージで記載されていますが、アンテナとゲートウェイ設備の1対を1つの追跡管制局と呼び、複数の追跡管制局を設置するエリアを別の名称で呼んでもよろしいでしょうか。なお、サイトダイバシティを考慮して2箇所以上用意する予定です。	図5.3.1-1は地上システムの配置例ですが、可能な限り同一機能は同一名称にて、ご提案ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
332	(資料-2) 業務要求水準書	30	5	5.3.1.1	ここで規定する大規模な地震・津波・台風・火山噴火等とは、事業者が提案時に示した想定を超えないレベルの災害の場合に、同時被災しないようなサイトダイバーシティという理解で正しいのでしょうか。仮に発注者の想定を超えないレベル、という規定になるといかなる災害においてもサイトダイバーシティを確保することという要求になり、要求水準を確実に達成することは不可能になります。	事業者が想定する大規模災害について、妥当性と根拠を示したうえで、サイトダイバーシティを確保する地上システムをご提案ください。
333	(資料-2) 業務要求水準書	33	16	5.3.2.2.(2)	測位補完信号作成機能で、11/13変更版から「準天頂衛星システム及びGPSの軌道・時刻推定、予報等を行い」の記述が削除されている意図は何でしょうか。	測位補完信号に含まれることが自明なため削除しています。
334	(資料-2) 業務要求水準書	34	17	5.3.2.2.(6)	「Galileo及びGLONASSの測位信号の蓄積」が機能として追加されていますが、図5.3.2-1のブロック図にありません。どのブロックに存在する機能と想定されていますか？	ブロック図は例を示したものです。提案内容に応じ適切なところへ配置いただいて構いません。
335	(資料-2) 業務要求水準書	34	18	5.3.2.2.(6)	Galileo及びGLONASSの測位信号の蓄積が要求されておりますが、蓄積したデータの使用目的は何でしょうか？ただちに明確なシステムとして使用目的が無いのであれば、監視局でそれら測位信号が受信出来る機能と、必要に応じて監視局からデータを主管制局まで送信させる機能を持つておけば十分であると思いますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
336	(資料-2) 業務要求水準書	41	5	5.4.8	総合システム検証として実施する測位チューニングにおいて、SLR (Satellite Laser Ranging)による検証は必ずしも必要でないと考えます。SLRが不要となれば、地上システムにおいて、ILRSインタフェースが不要となり、衛星システムには、レーザーリフレクタ(LRA)を非搭載とすることができます。つきましては、SLRを準天頂衛星システムに要求する理由を明示くださるようお願いします。	平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No.315で回答済みです。SLRデータ取得は軌道決定精度評価を目的としています。
337	(資料-2) 業務要求水準書	43	7	6.1.2	総合システム設計結果に起因し、衛星側仕様変更がある場合、この仕様変更により衛星側に発生する増加費用は総合システムを承認している国による負担と考えてよろしいでしょうか。	総合システム設計結果に起因し、衛星側仕様変更がある場合の増加費用の取扱いについては、国、SPC及び衛星製造事業者の三者の協議により定めるものとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
338	(資料-2) 業務要求水準書	43	29	6.1.3	「ここで言う『保護すべき情報』とは、衛星及び衛星管制に関するソフトウェアを含む設計・製造・試験及び軌道上運用情報であり、『秘密』とは、暗号化及び秘匿情報機器に関するソフトウェアを含む設計・製造・試験及び軌道上運用情報を指す。」とありますが、表6_1_3-1にも細分化された記載があります。前者の表現は、指定の考え方であり指定そのものではなく、また表6_1_3-1の記載自体も、保護すべき情報、秘密そのものではなく、この業務から具体的に保護すべき情報や秘密が、遅くともシステム設計審査までに具体化されると理解しておりますが、その理解で良いでしょうか。また、具体化の内容を提案に含めることは可能でしょうか。	表6.1.3-1は区分であり、具体的に保護すべき情報や秘密については業務の進捗に従い指定されていくものと考えます。具体化の内容については別途、国が示します。
339	(資料-2) 業務要求水準書	44	1	6.1.3	「なお、SPCは『秘密』を日本国内において保管および管理するものとし、日本国外に移動、複製又は保管等をしてはならない。」という要求があり、また衛星管制に関するソフトウェアの設計・製造・試験は『保護すべき情報』と規定されています。今回の地上システムでは、コマンド、測位アップロード及びテレメトリがいずれも暗号化を要求されており、表6_1_3-1においても『秘密』に定義されています。さらに、『5_3_1_2 セキュリティ要求』の項で、セキュリティ対策として「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一管理基準」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準」への準拠が要求されています。以上の前提条件を総合的に判断すると、準天頂衛星システムにおける衛星管制ソフトウェアの設計・製造・試験はセキュリティ要求を満足した設備を有し、セキュリティ要求を満足するための社内規則を持ち維持運用出来ている国内メーカーにて行なうべきということになりますでしょうか。	国内に限定されるのは『秘密』に関してであり、衛星管制等の『保護すべき情報』とは考え方が異なります。ご質問の『総合的な判断』の意図はわかりかねますが、対象となるソフトウェアの設計・製造・試験をどこで行うべきかについては、その目的及び内容に応じ個別に判断するべきものと考えます。
340	(資料-2) 業務要求水準書	44	8	6.1.3	業務ごとの『保護すべき情報』および『秘密』の区分について、P43の32行目に「それぞれの取り扱いに係る基準等については別途示す」とあり、どのような体制とすればよいか、わかりかねます。当該基準等が企画提案後に示されるのであれば、提案内容の修正も含め、別途協議させていただけるということでしょうか。	企画競争説明書7. に規定する守秘義務対象資料をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
341	(資料-2) 業務要求水準書	47	27	6.4	「このほか、国が各国の了解を得てアジア太平洋地域にサービスを展開する場合は、SPCは、各国へのサービス展開に必要な監視局の増設を行なうこと。」とありますが、サービス展開を行なうかどうかについては、国が各国と調整したうえで、SPCに指示するものとの理解でよろしいでしょうか。	アジア太平洋地域へのサービス展開については国が各国の了解を得たうえで、SPCに指示することを想定しています。
342	(資料-2) 業務要求水準書	48	6	6.4.1.1	(同様箇所が他にも多数) 平成24年11月13日変更版では、「国に提出し確認を受けること。」となっていました。今回の資料では、「国に提出し承認を受けること。」に変更されています。他にも同様の変更箇所がありますが、「確認」と「承認」の違いを教えてください。	No.46をご参照ください。
343	(資料-2) 業務要求水準書	51	17	6.7	「地上システムについて社会一般の技術水準に対応した適切な更新を行なわせること。」とありますが、何を基準として、「社会一般の技術水準」と判断するのでしょうか？	地上システムの維持管理において、例えば、部品が生産終了となって設備の維持管理ができなくなる、あるいはOSのサポート期間が終了し、ソフトウェアの維持ができなくなる等の事態を避けるため、社会一般の技術水準に対応した適切な更新を求めるものであり、特定の基準を想定したものではありません。
344	(資料-2) 業務要求水準書	52	4	6.8.1	基本運用業務として、運用業務担当企業による業務の他に、製造メーカーによる高度の専門知識/ノウハウを駆使した「システム維持」業務が必須です。具体的には、衛星（バス・ミッション）では、測位搭載系サポートと準天頂軌道固有のサポートが衛星運用期間全域に亘って必要です。一方、地上系の測位サービスに関しても、自然現象（太陽輻射、電離層遅延、対流圏遅延、地震等）の変化や外部システムに起因すると特性変化に対する品質維持サポートが必要です。これらシステム維持業務を6_8_1項に追加する必要があると考えますが、いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
345	(資料-2) 業務要求水準書	52	17	6.8.1	BCPはいつまでに策定しなければならないのでしょうか。	BCPの策定は総合システム設計段階とします。
346	(資料-2) 業務要求水準書	52	17	6.8.1	BCP策定において、測位事業、SBAS事業の国の業務方針を事前に教えていただくことができるのでしょうか。 (被災想定、自然災害発生時の対応、目標復旧時間（報道発表等）)	BCPについては、業務要求水準に基づきご提案ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
347	(資料-2) 業務要求水準書	53	5	6.8.2.1	「また、SPCは、JAXAの支援を受けて、「みちびき」に関する運用訓練・技術移転・軌道外投棄までの技術支援計画を運用業務担当企業に策定させ、国の承認を受けて実施すること。」とありますが、「内閣府設置法等の一部を改正する法律の「(独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正)」第十八条第六号「第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助および助言を行なうこと」の精神をふまえ、JAXA殿はSPCの要求に応じて必要情報や技術が無償で提供頂けるものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	No. 173をご参照ください。
348	(資料-2) 業務要求水準書	53	13	6.8.2.3	「衛星の4機体制を確立して定常運用を開始した後も、事業期間にわたり、いずれの衛星の代替運用にも対応し、4機体制を適切に維持すること。」とありますが、「いずれの衛星の代替運用にも対応し」の意味をご教示ください。	No. 316をご参照ください。
349	(資料-2) 業務要求水準書	56	4	6.8.3.3	「SLR観測データの計画情報やSLR局軌道予報値の送信、SLR観測データの受信を行なう。」とありますが、2号機以降も全衛星にレーザリフレクタは搭載されますか？ また、SLRデータ取得は軌道決定精度評価を目的としているとの理解でよいですか？	レーザリフレクタは全衛星に搭載することを想定しています。目的については平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問」に対する回答 No. 315 をご参照ください。なお、衛星の仕様についての詳細は、別途国が実施する「準天頂衛星システムの衛星開発等事業」の調達に係る手続きで示しています。
350	(資料-2) 業務要求水準書			6.8.4.1	電子基準点等の外部提供データについて、提案時の想定を超えて使用できなくなった場合によるアベイラビリティの未達については、免責と考えるのでしょうか。	アベイラビリティ未達の事由によっては、免責にならない場合があると考えます。
351	(資料-2) 業務要求水準書	56	27	6.8.4.1	BCPには機能・性能を維持する上で前提条件となる外部システムの健全性に影響が発生した場合、関係機関との調整において、国はどの程度支援していただけるのでしょうか。	関係機関との調整はSPCの役割ですが、国も可能な範囲で支援します。
352	(資料-2) 業務要求水準書	57	3	6.8.4.2	「復帰不能な故障が発生(例えば衛星機能の喪失など)して、ミッション機能・性能の低下が不可避となった場合は、国に報告し、提供サービス内容の変更内容を協議すること。」とありますが、原因が衛星である場合には、サービス変更が減額対象にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	原因が衛星にある場合は、SPCの業務不履行にはあたりませんので、業績等の監視及び改善要求措置要領(資料-7) 8. に規定する罰則点の付与及び減額措置の対象となりません。一方で、衛星機能の喪失等復帰不能な故障等により要求水準を変更した場合、事業契約書(案)(資料-1) 第31条第4項に基づき、合理的な金額の範囲内でサービス対価を減額することが想定されます。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
353	(資料-2) 業務要求水準書	57	9	6.8.6.1	「定常運用終了後の衛星は、軌道外投棄に必要な衛星燃料を勘案しながら、軌道外待機衛星として運用手順に基づいて運用すること。」とありますが、定常運用終了した衛星はすみやかに軌道外投棄を行ない、必要であれば国として後継機を投入するべきと考えますが、軌道上で待機させる必要性をご教示ください。	使用可能な衛星は最大限活用することが望ましいと考えており、設計寿命を超えた後も軌道上で待機しつつ可能な限りサービス提供能力を維持することを考えています。
354	(資料-2) 業務要求水準書	57	19	6.9.1	公共専用信号は秘密性が高いことから、他の信号とは別に国直轄で周波数調整を実施され、SPCに要求されている周波数調整の範囲からは除外されていると解釈してよろしいでしょうか？	公共専用信号の周波数調整も他の周波数と同様に、SPCの支援を受けつつ、国が確定していくものとなります。
355	(資料-2) 業務要求水準書	57	19	6.9.1	みちびきの周波数維持のための調整作業については、JAXA殿からの運用移管の時期から国が引き継ぐと解釈してよろしいでしょうか？	「みちびき」の周波数維持については、SPCの支援を受けつつ、国が行うものとなります。
356	(資料-2) 業務要求水準書	59	15	7.3.(1)	みちびきの運用移管の時期については、要求水準で期間を限定するのではなく、新規開発・整備衛星の打上げまでに運用移管を完了させる必要性とリスク等を考慮した上で、提案もしくは審査により決定することが望ましいと考えますがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。
357	(資料-2) 業務要求水準書	59	21	7.4	「SPCによる総合システム検証の終了時期については、現段階では、平成30年3月末を予定している」とありますが、みちびきでは、衛星バスメーカー確定（既に搭載ミッションメーカーは確定）してから、打上まで4年掛かった実績があります。この実績を踏まえると、衛星システムでの搭載ミッション及び打上軌道が事業締結までに確定したとしても、衛星3機目の打上時期は最早でも平成30年2月末頃、国からSPCへの運用移管は平成30年4月末頃が想定されます。総合システム検証終了までにはさらに「測位チューニング」及び「総合システム検証」等の期間を確保する必要があります。加えて、新規開発・整備衛星にはみちびきとは異なる機能・性能が要求されることから、衛星システムの整備期間はみちびき実績よりも長くなることが予想されます。上記のことから、総合システム検証の終了時期については、平成30年3月末までに終了することは極めて困難であり、「発注者」、「本衛星製造業者」及び「事業者」の三者における今後の調整事項と考えますが、よろしいでしょうか。	総合システム検証を平成30年3月末までに終了させるよう、開発・整備スケジュールについてご提案ください。
358	(資料-3) 様式集及び記載要領	1	19	第1.5.(1).③	<各1部>とありますが、他の<1部>との提出方法の違いはありますでしょうか。	1部と同意と解してください。ご指摘を踏まえ、修正します。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
359	(資料-3) 様式集及び記載要領	2	39	第1.6.(2).①	共通様式においては、枚数制限があるが、図表や付属情報等を添付資料として添付することは可能でしょうか。	「記載上の留意事項」に指定がある場合を除き、規定のページ数に収めてください。
360	(資料-3) 様式集及び記載要領	6		第1.6.(5).① D-1-5	現在、内閣府殿におかれて想定されている海外ユーザについて開示していただけますでしょうか。	海外ユーザについては、実現可能な範囲内で想定をにおいて、ご提案ください。
361	(資料-3) 様式集及び記載要領	7	5	第1.6.(5).① D-1-6	【局配置における拡張性】とありますが、ここでの「局」は、追跡管制局と考えてよろしいでしょうか？	主に追跡管制局及び監視局を想定しています。
362	(資料-3) 様式集及び記載要領	11		第1.6.(7).① F-1-4	”「みちびき」に係わるJAXAからの技術支援計画について、以下の点に言及し、具体的に記述すること。”とありますが、事業者が希望する計画内容につき記述するということがよろしいでしょうか。	現段階で実現可能と想定する範囲で記述してください。
363	(資料-3) 様式集及び記載要領	14	45	第1.6.(8).②	「電波利用料が・・・(ただし、事業開始後は実費精算とする)」とありますが、実施方針(変更版含む)において、この条件は言及されていません。想定される電波利用料は事業期間に亘り約100億円に上り、事業計画の策定上、大きな影響を及ぼすため、提案自体が大いに困難になる恐れがあります。電波法第103条、第104条等の適用により、減免等の対処がなされないでしょうか。	電波法令に基づく減免等の有無については、現段階では未定です。このため、本項に規定したとおり、電波利用料を見込んで、ご提案ください。
364	(資料-3) 様式集及び記載要領	14	45	第1.6.(8).②	電波法関係手数料(いわゆる免許申請、落成検査等の印紙代)については発注者が直接総務省に納付されるという認識でよろしいでしょうか。	電波法関係手数料については、提案価格に含めてください。
365	(資料-3) 様式集及び記載要領	17	7	第2.2	「企業等一覧表(様式12-3)」とありますが、様式14のことでしょうか。	ご理解のとおりです。ご指摘を踏まえ、修正します。
366	(資料-3) 様式集及び記載要領	17	26	第2.4.②	「使用する用紙は、表紙を含め、各規定様式を使用し」とありますが、表紙についても規定様式があるのでしょうか。	A3版の共通様式を使用してください。
367	(資料-3) 様式集及び記載要領	17	43	第2.5.④	「分けて編集」、とありますが、分けてハードファイルに綴じる、ということでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、ハードファイルの材質は、紙、プラスチック等の薄いものでも構いません。
368	(資料-3) 様式集及び記載要領	17	44	第2.5.⑤	「提出物一覧表」については、形式自由で宜しいでしょうか。	A3版の共通様式を使用してください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
369	(資料-3) 様式集及び記載要領	17	46	第2.6	「競争参加資格確認資料は、正本1部、副本25部、合計26部を提出すること」とありますが、P1~2では<1部>とあります。どちらが正しいでしょうか。	競争参加資格確認資料は、「参加表明に関する提出書類」については正本1部、「競争参加資格の確認に関する提出書類」については正本1部、副本1部、合計2部としてください。ご指摘を踏まえ、修正します。
370	(資料-3) 様式集及び記載要領	18	8	第2.6.②	「1セットずつ26の封筒に分けて提出すること」とのことですが、封筒自体に「正本・副本」の記載、及び副本に関しては、表紙同様、1~25の番号を付す必要はありますか。	ご理解のとおりです。なお、企画提案書等のサイズに合う封筒がない場合は、紙袋等にまとめていただいても構いません。
371	(資料-3) 様式集及び記載要領	18	8	第2.6.②	「1セットずつ26の封筒に分けて提出すること」とのことですが、社名が入っている封筒は使用不可でしょうか。	使用不可です。
372	(資料-3) 様式集及び記載要領	18	11	第2.6.④	CD-ROMに保存して提出する書類は、「企画提案書」の「様式A-1-1~G-3-1及びG-2-1添付①~⑤」で宜しいでしょうか。	様式12、様式13（別添を含む）、様式14もCD-ROMに保存して提出してください。
373	(資料-3) 様式集及び記載要領	34		様式14	アルファベットで記載する企業には、応募グループの代表企業、構成員、協力企業のみならず、融資を想定している金融機関名等も含まれますでしょうか。	融資を想定している金融機関名は実名を記入してください。
374	(資料-3) 様式集及び記載要領			様式番号G-2-1添付①	※4「消費税等（地方消費税を含む。）を除いた金額で記入すること。」とありますが、各項目を税抜表示し未収・未払消費税は「その他」の欄に記入すると理解でよろしいでしょうか。	「資金収支計画」の「その他」の欄に記入してください。
375	(資料-3) 様式集及び記載要領			様式番号G-2-1添付②	本様式に記載する消費税率は、一律現行税率の5%で計算するのか、それとも平成26年4月以降は新税率の8%（平成27年10月以降は10%）で計算するのかにつきご教示ください。	5%で計算してください。
376	(資料-3) 様式集及び記載要領		2	様式番号G-2-1添付③	「2. 割賦原価の対象とならない施設・設備整備費」について、「1. 割賦原価の対象となる施設・設備整備費」と同じフォーマットへ変更しても宜しいでしょうか。具体的には、平成24年度から平成29年度まで各事業年度で費用を算出する、「その他費用」を追加したいと考えております。	平成24年度から平成29年度までに発生する賃借料等の費用については、「2. 割賦原価の対象とならない施設・設備整備費」ではなく「1. 割賦原価の対象となる施設・設備整備費」の「その他費用」に計上してください。
377	(資料-3) 様式集及び記載要領			様式番号G-2-1添付③	「その他費用」のうち割賦原価とならない費目は「割賦原価の対象とならない施設・設備整備費」に行を追加して記入すると理解でよろしいでしょうか。	No. 376をご参照ください。
378	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	16	1. (1). ①	「このうち、「みちびき」については、運用を行っている「JAXA」等からの技術等の移転に要する費用を含む」とありますが、この費用にJAXA殿の費用（人件費）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 173をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
379	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	1	22	1. (1). ①	「なお、「地上システム」の使用権原を賃借により確保する場合においては、「維持管理・運用期間」にわたる賃借に係る費用等を含む。」とありますが、「賃借に係る光熱費」及び「賃借に係る警備費用」についても含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問の費用については、提案価格に含めてください。
380	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	2	3	1. (1). ③	基準金利は、「平成29年6月30日の午前10時における、東京スワップ・レファレンス・レート (T.S.R)としてテレレート17143ページに表示される6か月LIBORベース15年物円-円金利スワップレートとする。」とありますが、サービス対価の支払いが平成30年4月1日以降となるため、平成30年4月1日スタートの15年フォワードスワップレートとすることは可能でしょうか。	原則として、本項に規定した基準金利を用いて提案価格を算定してください。ただし、合理性があると認められる場合は、理由とともに別途ご提案ください。選定事業候補者決定後に協議します。
381	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	2	3	1. (1). ③	基準金利の基準日である平成29年6月30日は、サービス開始日の延期等により支払開始時期がずれた場合には、これに応じて変更されるという理解でよろしいでしょうか。	基準金利の基準日は変更しません。
382	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	2	9	1. (1). ④	「上記①、②から課税対象外のものを除いた費用に係る「消費税等」とする。」とありますが、課税対象外のものというのは、こちらで判断してよいのでしょうか。また、SPCが施設・設備費とその他費用を売上計上するときに、その全額が課税売上と認識されてしまう場合は、「課税対象外のもの」は無しとの理解で宜しいでしょうか。	平成24年10月31日付け「準天頂衛星システムの運用等事業 実施方針に関する質問に対する回答」No. 419をご参照ください。個別の費用細目が課税対象となるか否かについては、各種税法等に則り、応募者にてご判断ください。
383	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	2	11	1. (2)	”「維持管理・運用期間」”、”各「本事業衛星」の運用期間”の定義（具体的期間）を御提示下さい。	各「本事業衛星」の運用開始から軌道外投棄までの期間を指します。ただし、提案にあたっては、4機体制が15年間継続されることを前提としてください。
384	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	4	1	2	地上システムを賃貸借（リース）にて調達する場合、運用期間中に発生する更新費も賃貸借（リース）に含むことを想定しております。その場合においては、賃貸借契約金額のうち初期に係る費用を施設・設備費とし、更新費に係る費用を維持管理費とするとの理解でよろしいでしょうか。	地上システムを賃貸借により調達する場合の賃借料については、初回分も更新分も施設・設備費として計上してください。なお、サービス開始以前に発生する賃借料は「施設・設備整備費 ②その他費用」に計上し、サービス開始以降に発生する賃借料は、「施設・設備整備費（割賦原価の対象外）」に計上してください。
385	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	4	17	2. 表1	「施設・設備整備費 ②その他費用」にサービス開始日以前の「SPCの管理費」が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	「施設・設備整備費 ②その他費用」に含めてご提案ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
386	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	4	17	2. 表1	「施設・設備整備費 ②その他費用」にサービス開始日以前の「電波利用料」が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 「(資料-3) 様式集及び記載要領 施設・設備整備費の算定根拠 G-2-1添付③ <様式作成にあつての注意事項> *5」において、「その他費用」における「電波利用料」との記載があります。	「施設・設備整備費 ②その他費用」に含めてご提案ください。
387	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	4	17	2. 表1	「施設・設備整備費 ②その他費用」に、サービス開始日以前の「固定資産税」、「履行保証保険等の各種保険料」が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	「施設・設備整備費 ②その他費用」に含めてご提案ください。
388	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	4	33	2. 表1	「その他の費用」にサービス開始日以降の「固定資産税」、「動産保険等の各種保険」が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	「その他の費用」に含めてご提案ください。
389	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	5	33	2. 表2	施設や事業用地を賃借する場合には、それらの賃料はその他の費用のSPCの管理費に入れればよいのでしょうか。	サービス開始日以前の賃料については、「施設・設備整備費 ②その他費用」に含めてご提案ください。サービス開始日以降の賃料については、「施設・設備整備費(割賦原価の対象外)」に含めてご提案ください。
390	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	5	36	2. 表2	表2のその他費用において、「電波利用料(実費)」とあります。一方、総務省電波利用ホームページ(URLを以下に示す。)には「国の機関又は地方公共団体が開設する無線局については適用除外又は減免となる場合があります。」とあります。よって、本事業は国の指示に基づく事業であること、ならびに本事業に必要な周波数の確保が国の役割と定義されていることから、国の機関が開設する無線局と位置づけられ、電波利用料は適用除外と考えていますでしょうか。 URL : http://www.tele_soumu.go.jp/j/sys/fees/sum/index.htm	電波法令に基づく減免等の有無については、現段階では未定です。このため、本項に規定したとおり、電波利用料を見込んで、ご提案ください。
391	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	2	3. (3). ①.ウ	「地上システム」を賃借により調達する場合に要する費用は、どの費目から支払われるのでしょうか。	No. 389をご参照ください。
392	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	7	16	3. (3). ②, ③	「発注者が提案内容をもとに妥当性・合理性を確認したうえで定める」とありますが、当該金額を前提とした提案金額で落札している以上は、修正が認められるのは、内訳の金額に応じた微調整に限られ、発注者が本項に基づいて提案金額のディスカウントを求めることはできないことをご確認いただけますでしょうか。	提案内容の妥当性・合理性を確認したうえで、金額の修正を求める場合があります。なお、ご質問の「当該金額を(中略)落札している以上は」については、No. 19をご参照ください。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
393	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	9	18	6. (2), (3)	これらの規定に基づく内訳の修正は、内訳の金額に応じた微調整に限られ、発注者がこれら規定に基づいて提案金額のディスカウントを求めることはできないことをご確認ください。	サービス対価の内訳の精査においては、発注者が事業者と協議のうえ内容を取捨選択し、金額の修正を求める場合があります。
394	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	10	2	7. (1)	第2段落において、維持管理費、運用費及びその他の費用は事業年度単位で見直されるものとされていますが、提案金額で落札している以上、かかる金額の変更は、要求水準の変更や、技術革新等により要するものとされていた費用が不要になったなど、限定的な場合にのみ認められるべきです。この規定をもって、発注者が、かかる事情の変更がないにもかかわらず、事業年度単位でこれら費用の減額を求めることが認められるわけではないことをご確認いただけますでしょうか。	記載のとおり、「発注者」及び「事業者」が協議のうえ定めるものとします。
395	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	10	14	7. (2)	『「施設・設備整備費」のうち、物価等の変動に基づく施設・設備費の改定については、「事業契約書(案)」(資料-1)に定めるところによる』とありますが、事業契約書(案)のどの部分で規定されているのでしょうか。	7. (2)において、発注者及び事業者が、物価変動により必要と判断した場合には、施設・設備費の変更をそれぞれ相手方に請求して協議できる旨を追記します。
396	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	10	27	7. (3). ③	指標が3ポイント以上変動した場合にサービス対価の改定が規定されていますが、国の原子力発電所政策により電気代は今後大きく上昇することが考えられます。電気代が大きく上昇しても、指標である「企業向けサービス価格指数」が正比例で上昇しない可能性もありますので、電気代の上昇は「企業向けサービス価格指数」とは別の指標で管理していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
397	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	12	3	8	「事業者」の提案に基づく額を「発注者」に支払うことにより衛星等の設備は無償で利用できるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき、発注者が合意した額を支払うものとします。
398	(資料-4) サービス対価の算定及び支払方法	12	12	8	本項9行目と10行目の※金額は、それぞれ別々の金額を記載しても宜しいでしょうか。	同じ金額です。
399	(資料-5) 事業者選定基準	5	5	第5.3. (2)	「有識者委員会において事業提案に対して意見が出され、事業提案の内容を改善することが必要不可欠となる場合、これを事業実施にあたっての条件として加味する」とありますが、条件として加味することが可能かどうか事前の協議が行われ、また、その条件を加味することによる費用増額については国にご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業実施にあたっての条件として加味するかどうかは事前に協議しますが、契約金額が上限価格を上回ることはありません。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
400	(資料-6) 基本協定書 (案)	2	12	第4条第1項第七号	会計監査人を設置するかは事業者の判断でよろしいでしょうか。	企画提案書において提案のうえ、これに基づき判断してください。
401	(資料-6) 基本協定書 (案)	2	25	第5条第1項, 第3項	乙全員が発起人となる発起設立を予定していますが、時間や社内手続等の制約により、乙のいずれかが発起設立を行い、その後SPCの株式を他の乙に設立後直ちに譲渡することもあり得ます。かかる手続による場合であっても、当該譲渡によって別紙1の資本構成が達成される限り本項に反しないと理解してよろしいでしょうか？また、かかる場合には、第3項の「設立時における出資者」はかかる譲受・増資を受けた者も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	本条に規定したとおり、乙全員が発起人となってください。
402	(資料-6) 基本協定書 (案)	2	41	第5条第3項第三号	融資団が発注者の承諾を得て設定した担保権の実行により株式を取得する場合には、本号の規定は適用されないことをご確認いただけますでしょうか。	融資団による場合も適用されます。
403	(資料-6) 基本協定書 (案)	3	6	第5条第4項	2行目の「当該株式等」は「当該新株予約権等」の誤りではないでしょうか。	「株式、新株予約権又は新株予約権付社債」を含めて「当該株式等」と表記しています。
404	(資料-6) 基本協定書 (案)	4	29	第11条	「乙は、甲が事業契約の定めるところによりSPCの全株式(潜在株式を含む。本条において同じ。)を甲が承諾する第三者(SPCに融資する者が選定し甲が承諾した第三者を含む。)に譲渡させることを選択したときは、乙は出資者をしてSPCの全株式を当該第三者と合意した条件により譲渡させるものとする。」とありますが、本条文によれば、乙の事業実施状況に関わらず、甲の承諾により、一方的に全株式の譲渡を強いられる場合があると考えられます。本条文は削除いただけませんか。	事業契約に定める場合のみとしているため、原案のとおりとします。
405	(資料-6) 基本協定書 (案)	4	34	第12条	別途法律の規定より甲又は乙に責任が発生する場合には、本条の清算条項にかかわらず、相手方に当該法律上の責任を追及できるという理解でよろしいでしょうか。	どのようなものを想定されているか不明確ですが、基本的には法令上の債権債務も本条の対象となります。
406	(資料-6) 基本協定書 (案)	6	4	第13条第6項	本項に基づき支払われる違約金は損害賠償額の予定とし、実損害との差額のご請求はご容赦いただけませんか。	原案のとおりとします。
407	(資料-6) 基本協定書 (案)	6	7	第14条	違約金の連帯保証が規定されていますが、他社の債務(まして独占禁止法に係る違約金)を保証することは困難です。「乙のうち当該事由を生ぜしめた者は」と修正いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
408	(資料-6) 基本協定書 (案)	6	20	第16条第1項	但書の「代表企業に通知した日」の後に「又は落札者が辞退した日」を追加いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
409	(資料-6) 基本協定書 (案)	8		別紙1	別紙1の提出時期は、基本協定締結時でしょうか。	基本協定の一部となります。
410	(資料-6) 基本協定書 (案)	10	10	別紙3	「連帯して誓約」とありますが、各社個別に誓約すれば足りると思えます。連帯させる趣旨をご教示ください。	応募グループの構成員として、いずれかの企業の責任はグループ全体でご負担いただくという趣旨です。
411	(資料-6) 基本協定書 (案)	12		別紙4	別紙4の提出時期は、基本協定締結時でしょうか。	基本協定の一部となります。
412	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	16	3. (1). ②. 7	表中の提出時期として「設計途中」とある部分については、事業契約書等に定められた期日を指すことをご確認いただけませんか。	設計途中でも提出を求めることがあります。
413	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	6	19	3. (1). ②. 7	「実施工程表」は、事業契約第54条に「設計図書」の確認を受けた後速やかに提出とあることから、設計途中の提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	原案の内容が適切であるかどうかを確認するため、設計途中でも提出を求めることがあります。
414	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	9	15	4. (1). ②. 7	「維持管理等業務計画書」とは、事業契約書(案)第70条1項にある「維持管理計画書」と同じものという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)(資料-1)第70条第1項に定める「維持管理・運用期間」全体に係る維持管理計画書を指します。
415	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	10	3	4. (2). ①. 4, ②. 4	「直ちに「業務不履行」の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し」とありますが、当事業につきましては、業務不履行になってしまった原因がどの業務に起因するか、又は不可抗力であるのか容易に判断できない状況もあり得ると考えます。そのような場合、原因究明の調査が必要になると思いますが、その場合の費用負担者についてはどのようにお考えでしょうか。 また、調査により、仮に遡って設備設計の段階に原因があった場合(かつ事業契約書(案)第106条(地上システムの瑕疵担保)に記載の180日を超えている場合)、あるいは調査によっても原因が分からなかった場合の措置について御教示下さい。	前段については、原因究明のための費用は事業者の負担と考えます。 後段については、地上システムの開発・整備業務の不履行に起因する場合は、原則として事業者帰責となります。なお、ご指摘の第106条は、事業期間終了時等に地上システムを発注者に引き渡した場合における事業者の発注者に対する瑕疵担保責任を定めたものであり、本項の事象とは異なります。
416	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	10	21	4. (2). ②	維持管理業務に関し、「再改善勧告等」が設定されている理由を御提示下さい。	さらなる改善・復旧の機会を設けるためです。
417	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	14	15	5. (1). ②. 7	「運用手順及び事業継続計画書」とは、事業契約書(案)第69条1項にある「定常時及び緊急時における「総合システム」の運用手順書、及び大規模災害発生時のための事業継続計画書」と同じものという理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)(資料-1)第69条第1項に定める「定常時及び緊急時における「総合システム」の運用手順書、及び大規模災害発生時のための事業継続計画書」を指します。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
418	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	15	3	5. (2). ①. 4	「直ちに「業務不履行」の状態を改善・復旧することを内容とする改善・復旧計画書を作成し」とありますが、当事業につきましては、業務不履行になってしまった原因がどの業務に起因するか、又は不可抗力であるのか容易に判断できない状況もあり得ると考えます。そのような場合、原因究明の調査が必要になると思いますが、その費用負担者についてはどのようにお考えでしょうか。 また、調査により、仮に遡って設備設計の段階に原因があった場合、あるいは調査によっても原因が分からなかった場合の措置について御教示下さい。	No. 415をご参照ください。
419	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	15	21	5. (2). ②	運用業務に関し、“再改善勧告等”が設定されている理由を御提示下さい。	さらなる改善・復旧の機会を設けるためです。
420	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	23	3	8. (1)	維持管理業務又は運営業務の要求水準未達が、事業者の責めに帰すべき事由以外の事由（例えば、衛星や第三者所有設備の不具合）とあいまって複合的な要因により生じている場合には、当該未達によるサービス対価の減額について事業者の寄与度を勘案した調整が行われるようにしていただけますでしょうか。	8. (1)の「業務不履行」は、別紙3に定義したとおり、事業者の責めに帰すべき事由による場合を指します。事業者の責めに帰すべき事由以外の事由も含めた複合的な要因による場合は、それらの事由の割合を勘案して合理的に調整します。 なお、「運営業務」は「運用業務」と考えます。
421	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	23	4	8. (1)	事業者の責めに帰すべき事由による場合には、罰則点の付与や減額措置が規定されていますが、電離層などの影響による自然現象による要求未達や、外部システム起因による要求未達は、事業者の責めに帰すべき事由に当たらないという理解で正しいでしょうか。	電離層などの影響による自然現象については、業務要求水準書（資料-2）の規定によります。 外部システムに起因するものについては、インタフェース調整の不備等、事業者の責めに帰すべき事由に該当する場合を除き、業務不履行にあたりないと考えます。
422	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	23	10	8. (2). ①	発注者が予め定めた基準とは、いつ事業者に示されるのでしょうか。基準が厳しいものとなる場合、事業計画に影響するため、提案前に示されない場合には、資金調達に影響する可能性があります。	サービス開始までに、必要に応じて事業者と協議したうえで発注者が定め、事業者に通知します。企画競争の時点で応募者に示す予定はありません。
423	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	23	10	8. (2). ①	「「発注者」が定めた基準により判断する」とありますが、この基準について開示して頂くことはできませんでしょうか。	No. 422をご参照ください。
424	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	23	11	8. (2). ①. 7	各ミッションにおける「衛星システム」からユーザへの信号配信又はエッセー時通信の途絶が、重大な事象と規定されていますが、実施方針のリスク分担表にSPC責と規定されている自然現象によるものや、外部システムに起因するような途絶も重大な事象とされるのでしょうか。	「重大な事象」は、事業者の責めに帰すべき事由によるものを指します。あわせて、No. 421をご参照ください。
425	(資料-7)業績等の監視及び改善要求措置要領	25	6	8. (3). ⑥. 7	「サービスの種類ごとに算定」とありますが、具体的にどのサービスごとに算定するか、ご教示いただけますでしょうか。	測位補完、サブメータ級測位補強、センチメータ級測位補強、公共専用信号配信、簡易メッセージ及びメッセージ通信の6つのサービスを指します。

質問No.	資料名	ページ	行目	項目	質問	回答
426	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	26	12	8. (4). ①	当期維持管理費から減額した後においてなお減額すべき金額が存在する場合にはその他の費用から減額していただき、それでもなお減額される場合においても、施設・設備整備費からの減額をご容赦いただき、減額分について未払債権としていただくか、許容いただけない場合においても、その他費用と施設・設備整備費との間においては、その他費用から優先的に減額していただくよう考慮いただけませんか。	本項に規定したとおり、施設・設備整備費については留保までとしており、減額は予定していません。
427	(資料-7) 業績等の監視及び改善要求措置要領	26	15	8. (4). ②	発注者が別途損害賠償請求を行う場合には、減額された分については損害の填補に充てられたものとみなされる（つまり、損害賠償の対象となるのは、実損害から減額分を差し引いた金額となる）ことをご確認いただけますか。	No. 209をご参照ください。